

令和 6 年第 5 回 神崎町議会定例会

議 事 日 程 (第 1 号)

令和 6 年 9 月 4 日 (水曜日) 午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 議案第 1 号 神崎町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求め
ることについて
- 日程第 4 議案第 2 号 神崎町監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 5 議案第 3 号 神崎町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることにつ
いて
- 日程第 6 議案第 4 号 神崎町教育委員会委員の任命につき同意を求めることにつ
いて
- 日程第 7 議案第 5 号 千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の
制定に関する協議について
- 日程第 8 議案第 6 号 神崎町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 7 号 神崎町ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を
改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第 8 号 神崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につ
いて
- 日程第11 議案第 9 号 神崎町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一
部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第10号 神崎町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定
介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につ
いて
- 日程第13 議案第11号 神崎町商工業の振興に関する条例の制定について
- 日程第14 議案第12号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整
理に関する条例の制定について
- 日程第15 議案第13号 令和 6 年度神崎町一般会計補正予算 (第 4 号)
- 日程第16 議案第14号 令和 6 年度介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)

- 日程第17 認定第1号 令和5年度神崎町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 認定第2号 令和5年度神崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 認定第3号 令和5年度神崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第20 認定第4号 令和5年度神崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第21 認定第5号 令和5年度神崎町水道事業会計決算の認定について
- 日程第22 報告第1号 令和5年度健全化判断比率について
- 日程第23 報告第2号 令和5年度資金不足比率について
- 日程第24 陳情第1号 政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情書
- 日程第25 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（9名）

1番	池田	孝幸	君	2番	鈴木	司	君
3番	椿	浩一	君	5番	高柳	智	君
6番	荒井	葉一	君	7番	鈴木	節子	君
8番	石橋	伸一	君	9番	高橋	正剛	君
10番	寶田	久元	君				

欠席議員（1名）

4番 大原 秀雄 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	椿 等 君		
教 育 長	小川 泰求 君	総 務 課 長	廣瀬 裕 君
総務課企画財政担当課長	池上 至人 君	町 民 課 長	澤田 達也 君
まちづくり課長	石橋 正彦 君	まちづくり課主幹	椿 一星 君
保 健 福 祉 課 長	浅野 憲治 君	教 育 課 長	堀越 浩 君
教育委員会主幹	大野 和義 君	会 計 管 理 者	瀧川美恵子 君

職務により出席した者

事 務 局 長	本宮 賢 君	書	記	古里 卓実 君
---------	--------	---	---	---------

◎開会の宣告

○議長（高柳 智君） おはようございます。令和6年第5回神崎町議会定例会にご出席いただき、ご苦労さまです。

それでは、8月30日に行われた議会運営委員会において、本定例会の運営について協議した結果、会期は本日から13日までの10日間とし、6日から12日までは休会として、この間に各常任委員会で決算の審査を行うこととなりました。

議会運営につきまして格別のご協力をお願いいたします。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（高柳 智君） ただいまの出席議員は9名です。定足数に達しておりますので、これより令和6年第5回神崎町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本定例会の議事日程はお手元に配付のとおりです。

また、4番 大原秀雄議員から所用により出席できない旨の欠席届が提出されておりますので、ご報告いたします。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高柳 智君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において、7番 鈴木 節子議員、8番 石橋 伸一議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（高柳 智君） 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から9月13日までの10日間としたいと

と思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者の声あり)

○議長(高柳 智君) 異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

◎行政報告、香取広域市町村圏事務組合議会報告

○議長(高柳 智君) ここで、町長より行政報告、香取広域市町村圏事務組合議会議員より議会報告の申出がありますので、順次、報告を受けることといたします。

最初に、町長の行政報告の申出を許します。

椿町長。

○神崎町長(椿 等君) 本日は、9月定例議会を招集いたしましたところ、議員の皆様のご出席をいただき、誠にご苦労さまでございます。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、行政報告をさせていただきます。

去る6月29日に、栗源消防訓練場において、公益財団法人千葉県消防協会香取支部が主催する香取支部ポンプ操法大会が開催され、神崎町から出場した並木、松崎、向野の合同隊が優勝し、見事2連覇を達成いたしました。個人成績においても、1番員、3番員が最優秀賞を受賞いたしました。

そして、7月27日に開催されました第30回全国消防操法大会千葉県代表選考会では、香取支部を代表として出場し、これまでの練習の成果を発揮し、43秒の好タイムを記録いたしました。残念ながら優勝には至りませんでしたが、選手をはじめ消防団本部、関係者の皆様の努力と熱意に改めて敬意を表するところであります。

8月16日から17日にかけて千葉県に接近した台風7号ですが、本町では、夜間、早朝の避難誘導を避けるため、前日の15日午後4時からふれあいプラザに避難所を開設いたしました。16日未明には暴風警報、夜明け前には大雨警報が発令され、朝7時に高齢者避難を発令いたしました。避難所には延べ9世帯、13名の方が避難をされましたが、幸いにも町内では特段の被害はありませんでした。今後も県や警察、消防と連携し、災害に対し万全の体制を整えてまいります。

道の駅の前年度の経営状況につきましては、新型コロナウイルス感染症の流行により減少した来場者の数は、コロナ禍前の水準を上回り、令和5年度は過去最高の80万人を超える来場者を記録いたしました。

販売金額に関しては、来客数の増加に加え、物価高騰による単価増やまとめ買い効

果により、客単価も上昇いたしました。総額ベースで約8億8,000万円と、こちらも過去最高の売上高で決算をされたところであります。また、経常利益についても過去最高となり、約2,000万円の利益が出ておりますので、健全な運営がなされておるということでございます。

次に、道の駅施設の改修の件ですが、電気関係インフラ改修工事につきましては、道の駅施設の臨時休業を伴った停電工事も無事終了し、既に6月末をもって完了しております。

また、現在、造成工事や浄化槽整備工事を行っているところですが、発酵市場棟前を囲い込みの上、浄化槽配管切り回し工事を実施しているため、来場者の方には大変ご不便をおかけしているところであります。今後も工事がさらに進んでいきますが、道の駅の営業を継続しながら改修事業を進めていく予定であります。

発酵推進事業の関係についてですが、新型コロナウイルス感染症収束に伴い、昨年度から本格的にふくふく講座を再開したところです。今年度につきましては、道の駅創業祭時に豆板醤教室を実施し、マラソン大会では、手拭いの藍染め体験、醤油麴づくり体験、ぬか床教室、モッツァレラチーズ体験と、4種類、発酵体験教室を実施いたしました。

また、発酵の日にちなんで、8月3日には、JR下総神崎駅で開催した藍染め体験で、手拭いと皮のキーホルダーの藍染め体験を実施し、多くの町民の方にお越しをいただきました。

神崎町は発酵をテーマとしてまちづくりを行っておりますので、今後も体験講座をはじめとし、発酵に関しての取組もさらに進めていきたいと考えております。

続きまして、道路改良事業、主要事業の町道3路線についてですが、成田神崎線に関しましては、昨年度から実施している盛土区間につきまして、延長約174メートルで1万100立方メートルの盛土工事を行っております。また、約87メートルで4,800立方メートルの切土、312メートルの側溝を敷設する工事を現在実施しており、用地取得についても進めているところであります。

続きまして、神宿松崎線につきましては、地質調査、軟弱地盤解析、流末排水路設計を現在実施しており、用地取得に関しても進めていく予定でございます。

最後に、毛成堀籠線ですが、今年度はいよいよ現場に着手する運びとなり、延長約340メートルの造成工事を去る7月5日に契約し、8月1日には毛成区において地元説明会を開催したところであります。工事の開始は、水稻の収穫後となり、来年3月までに工事を行い、日中の車両通行止めがありますが、毛成橋の架け替えに向けて着

実に事業は進行しているところであります。

神崎ふれあいプラザ保健福祉館の空調機器改修工事の進捗状況ですが、4月26日契約締結後、8月末の現時点で全体の50%ほど完了をしております。保健事業の健診業務などで皆様にはご不便をおかけする期間がございますが、工程管理を徹底し、年内完成を目指しております。

また、学校教育では、8月7日に、小中学校の教職員を対象に研修会を開催いたしました。これは神崎町立学校教職員として、神崎町の歴史、伝統、産業等を学んでいただき、見識を高めてもらおうと、昨年度から行っているものであります。今回は神崎神社、鍋店、道の駅などを視察し、藍染め体験も行いました。発酵の里神崎の魅力を教員が学び、体験することで、今後、子供たちにも町のよさを伝えていくことを期待しております。

結びに、明るい希望に満ちた、元気で活力あるまちづくりを実現するため、今後とも、議員の皆様のご支援、ご協力を切にお願い申し上げまして、行政報告とさせていただきます。

○議長（高柳 智君） 続いて、香取広域市町村圏事務組合議会議員の議会報告を許します。

9番 高橋正剛議員。

○9番（高橋 正剛君） ただいま議長の許可をいただきましたので、令和6年6月香取広域市町村圏事務組合議会臨時会の報告を、報告書の朗読をもって代えさせていただきます。

去る6月25日に、令和6年6月香取広域市町村圏事務組合議会臨時会が、香取市山田支所議場において開催されました。

当日の出席者は15名であり、定足数に達したので、会議は成立いたしました。

臨時会では、議案第1号から第3号までを一括議題とし、管理者から提案理由の説明の後、いずれも原案のとおり可決及び認定されました。

また、報告第1号 専決処分についての案件は、物損事故に係る損害賠償の額を地方自治法第180条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

以下、概要を説明いたします。

議案第1号 財産取得についての案件は、老朽化した佐原消防署の災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車を更新するに当たり、香取広域市町村圏事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に係る条例の規定により、議会に議決を求める

ものであります。

議案第2号 財産の取得についての案件は、老朽化した佐原消防署の災害対応特殊救急自動車・高度救命処置用資機材を更新するに当たり、香取広域市町村圏事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第3号 財産取得についての案件は、老朽化した香取市及び多古町消防団の小型動力ポンプ4輪駆動積載車を更新するに当たり、香取広域市町村圏事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

報告第1号 専決処分の報告についての案件は、伊地山クリーンセンターにおいて発生した、可燃ごみ挿入時における車両損傷事故によるものであります。

以上、令和6年6月香取広域市町村圏事務組合議会臨時会の報告といたします。

◎日程第3 議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高柳 智君） 日程第3 議案第1号 神崎町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（高柳 智君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第1号 神崎町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての提案理由を申し上げます。

固定資産評価審査委員会は、納税者の固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために設置する機関で、3名の委員から成り、任期は3年であります。

このたび委員のうち七五三敏信氏がこの9月30日に任期満了となりますことから、新委員として、神崎町大貫986番地、後藤行也氏を選任したく、地方税法第423条第3項の規定により、選任の同意を求めるものであります。

後藤氏は、昭和58年4月から成田市職員として38年間勤務し、行政経験が豊富で、地方自治に精通した方であります。

中立・公正な審査が必要な固定資産評価審査委員会委員として適任者であると考え

ています。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高柳 智君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高柳 智君） 異議なしと認めます。よって、日程第3 議案第1号 神崎町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

本案に同意する方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（高柳 智君） 挙手全員。よって、本案は同意されました。

◎日程第4 議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高柳 智君） 日程第4 議案第2号 神崎町監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（高柳 智君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第2号 神崎町監査委員の選任につき同意を求めることについての提案理由を申し上げます。

本案は、10月24日で任期満了となる監査委員について、地方自治法第196条第1項の規定により、選任の同意を求めるものであります。

長竿伸一氏は、住所は神崎町神崎神宿1688番地の3で、神崎町職員として多年にわたり勤務し、総務課長、町民課長、保健福祉課長、教育課長等を歴任され、地方自治に精通しており、町会計及び予算の執行に関して豊かな経験と見識のある方で、監査委員として適任であります。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高柳 智君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、

ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者の声あり)

○議長(高柳 智君) 異議なしと認めます。よって、日程第4 議案第2号 神崎町監査委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

本案に同意する方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(高柳 智君) 挙手全員。よって、本案は同意されました。

◎日程第5 議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○議長(高柳 智君) 日程第5 議案第3号 神崎町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

小川教育長は退室してください。

(小川教育長退室)

○議長(高柳 智君) 提案理由の説明を求めます。椿町長。

失礼しました。訂正します。議案を朗読させます。

(事務局長朗読)

○議長(高柳 智君) 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長(椿 等君) 議案第3号 神崎町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについての提案理由を申し上げます。

本案は、9月30日をもって任期が満了となる神崎町教育委員会教育長の任命について、現職の小川泰求教育長を再度任命したく、議会の同意を求めるものであります。

小川教育長は、令和3年9月に議会の同意を得て、翌月の10月より今日に至るまで、その豊富な知識と経験で、神崎町小中学校の管理職、若手教職員の指導育成に励み、さらには、学校現場で発生した様々な問題に対しての適切な指導・助言により問題解決にも当たっていただいております。

また、家庭教育の大切さや、子供たちにふるさとのよさを知ってもらい、将来の神崎町を担っていただく子供たちを育てていきたいと、ふるさと教育の推進にも努めております。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長(高柳 智君) これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高柳 智君） 異議なしと認めます。よって、日程第5 議案第3号 神崎町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

本案に同意する方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（高柳 智君） 挙手全員。よって、本案は同意されました。

小川教育長は入室してください。

（小川教育長入室）

◎日程第6 議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高柳 智君） 日程第6 議案第4号 神崎町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（高柳 智君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第4号 神崎町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての提案理由を申し上げます。

本案は、9月30日をもって任期が満了となる教育委員の任命について、現職の関郁男氏を再度任命したく、議会の同意を求めるものであります。

関氏は、令和2年10月から教育委員としてご尽力いただいております。特に少年野球を通じ、子供たちの体力・運動能力の向上に貢献いただいております。また、小中学校の校舎やグラウンド、町体育施設の整備状況にも常に注視していただき、教育委員会議や学校訪問の場において助言をいただいております。体育協会役員やPTA役員を経験し、少年野球に長く関わっていらっしゃる経験を町教育行政にも今後も引き続き、本町教育行政の推進にご尽力いただけるものと信じております。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高柳 智君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 人事案件ですが、関さんがどうこうではありません。関さんは、これは早いもので1期3年ですか。令和3年になったんですよね。そのときには教育委員は4名いまして、中学生の子供か高校生の子供が1人いなければしょうがないというわけで、そのときは4人が全員いなかったわけですが、今回は4人のうち1人はいるわけでしょう。

それと、その年齢が、高校生だか、中学生だか、何歳だかの子が4人の教育委員の中にいなくちゃしょうがないというのは、法律では関係ないと。大分3年前は関さんのときに議論しましたが、法律ではないが、芳しくないとは県のほうが言っているという話ですが、まず、それが4人の中に1人がいるか。それが何歳までの子ですか。これ聞きます。

○議長（高柳 智君） 堀越教育課長。

○教育課長（堀越 浩君） 寶田議員の質問にお答えいたします。

現在、保護者枠といたしましては、野口健一委員がおりますけれども、お子様は高校3年生で1人いらっしゃいます。

以上になります。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 保護者枠は何歳までですかと聞いていますが。18歳、高校生、20歳以下、20歳まで。

○議長（高柳 智君） 大野教育委員会主幹。

○教育委員会主幹（大野 和義君） それでは、再度寶田議員のご質問についてお答え申し上げます。

保護者枠の対象になりますのは、お子様が18までとなります。令和3年の10月には、寶田議員のご質問では関さんとおっしゃっていましたが、野口さんが保護者枠として令和3年に任用されております。

以上です。

○議長（高柳 智君） ほかに質疑はございませんか。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高柳 智君） 異議なしと認めます。よって、日程第6 議案第4号 神崎町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

本案に同意する方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長（高柳 智君） 挙手全員。よって、本案は同意されました。

◎日程第 7 議案第 5 号の上程、説明

○議長（高柳 智君） 日程第 7 議案第 5 号 千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを議題といたします。

議案を朗読させます。

(事務局長朗読)

○議長（高柳 智君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第 5 号 千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についての提案理由を申し上げます。

本案は、昨年公布された番号法等一部改正法による高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、千葉県後期高齢者医療広域連合規約第 4 条、広域連合の処理する事務に関する規定について改正を行うものです。

主な改正内容は、千葉県後期高齢者医療広域連合規約にうたわれている後期高齢者医療制度の事務のうち、広域連合の処理に関する事務について、別表第 1 中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改めるものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

◎日程第 8 議案第 6 号の上程、説明

○議長（高柳 智君） 日程第 8 議案第 6 号 神崎町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案を朗読させます。

(事務局長朗読)

○議長（高柳 智君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第 6 号 神崎町税条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本案は、所得税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、神崎町税条例

の一部を改正するものであります。

改正の主な内容については、令和6年5月22日に公布された公益信託に関する法律に規定する公益信託の信託財産とするために支出した信託事務に関連する寄附金を、寄附金控除の対象とするものであります。

施行日については、公益信託に関する法律施行の日の属する年の翌年の1月1日となっております。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

◎日程第9 議案第7号の上程、説明

○議長（高柳 智君） 日程第9 議案第7号 神崎町ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（高柳 智君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第7号 神崎町ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正に伴い、本条例中の関係箇所について所要の改正を行うものであります。

改正点は、令和6年12月2日以降、従来の保険証が廃止され、マイナンバーカードもしくは資格確認書に移行することから、条例中の語句の修正を行うものであります。よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

◎日程第10 議案第8号の上程、説明

○議長（高柳 智君） 日程第10 議案第8号 神崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（高柳 智君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第8号 神崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本案は、昨年交付された番号法等一部改正法により、令和6年12月2日から被保険者証が廃止されることに伴い、被保険者証の返還に係る罰則規定を削除するため、関係条例の一部改正を行うものであります。

主な改正内容は、国民健康保険条例にうたわれている罰則規定のうち、国民健康保険税を納付しない場合における被保険者証の返還の求めに応じない場合の10万円以下の過料の規定について削除するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

◎日程第11 議案第9号の上程、説明

○議長（高柳 智君） 日程第11 議案第9号 神崎町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（高柳 智君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第9号 神崎町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本案は、介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令が令和6年4月1日から施行されたことに伴い、その省令を参照する条例の改正を行うものであります。

本省令では、地域包括支援センターにおける職員配置の基準の柔軟化などが示されておりますが、地域包括支援センター運営協議会の定義のために本省令を引用しているため、当該引用を改めるものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

◎日程第12 議案第10号の上程、説明

○議長（高柳 智君） 日程第12 議案第10号 神崎町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（高柳 智君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第10号 神崎町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本案は、介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令が令和6年4月1日から施行されたことに伴い、その省令を参照する条例の改正を行うものであります。

本省令では、地域包括支援センターにおける職員配置の基準の柔軟化などが示されておりますが、地域包括支援センター運営協議会の定義のために本省令を引用しているため、当該引用を改めるものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

◎日程第13 議案第11号の上程、説明

○議長（高柳 智君） 日程第13 議案第11号 神崎町商工業の振興に関する条例の制定についてを議題といたします。

議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（高柳 智君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第11号 神崎町商工業の振興に関する条例の提案理由を申し上げます。

商工業事業者は、地域の経済と雇用の主要な担い手として大きな役割を果たしており、本町の経済を持続的発展するためには、商工業事業者の活躍がより一層活発になっていくことが重要となっております。

商工業事業者の重要性を認識し、その振興を重要施策として位置づけるとともに、

本町、商工業事業者及び商工団体等の役割や責務を明確にし、それぞれが一体となって地域経済の活性化を推進していくことを基本理念とする本条例の制定が必要と考えます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

◎日程第 1 4 議案第 1 2 号の上程、説明

○議長（高柳 智君） 日程第14 議案第12号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（高柳 智君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第12号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の提案理由を申し上げます。

本案は、地方自治法の一部改正により、当該法律に条ずれが生じたため、当該条文を引用する条例において、所要の改正を行うものであります。

改正する条例は、神崎町水道事業の設置等に関する条例及び神崎町監査委員条例の2条例で、それぞれ改正後の新たな条番号に改めるものです。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

◎日程第 1 5 議案第 1 3 号の上程、説明

○議長（高柳 智君） 日程第15 議案第13号 令和6年度神崎町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（高柳 智君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第13号 令和6年度神崎町一般会計補正予算（第4号）の提案理由を申し上げます。

本予算案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,700万円を追加し、歳

入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億3,900万円とするものであります。

その補正予算の概要を申し上げます。

歳入の主なものは、15款、国庫支出金では、民生費国庫負担金として、児童手当交付金1,956万3,000円を計上いたしました。

16款、県支出金では、民生費県負担金として、子どものための教育・保育給付費負担金115万9,000円を計上いたしました。

17款、財産収入では、株式会社発酵の里第10期期末株式配当金として、160万円を計上いたします。

19款、繰入金では、介護保険事業特別会計より、前年度精算分として、53万8,000円を計上いたします。

20款、繰越金は、8,906万1,000円を計上いたしました。

22款、町債では、千葉県消防防災施設強化事業補助金が採択されたことにより、小型動力ポンプ更新事業を70万円減額いたしました。

歳出の主なものは、2款、総務費では、財産管理費として、令和5年度の実質収支の2分の1以上を積み立てるため、財政調整基金積立金9,506万7,000円を計上いたします。

3款、民生費では、児童措置費として、令和6年10月から児童手当制度の改正が行われ、支給対象、支給額が拡充されることに伴い、児童手当支給事業2,271万9,000円を計上いたします。また、管外保育委託料390万円を計上いたしました。

7款、商工費では、観光総務費として、株式会社発酵の里株式配当金をまちづくり基金へ積み立てるため、160万円を計上いたします。

8款、土木費では、町道維持管理事業として、町道に関する維持管理業務を行うため、道路維持補修作業委託料1,096万円を計上いたします。

10款、教育費では、デジタル田園都市構想交付金の申請が採択された児童用デジタル図鑑を購入するため、小学校2校で児童用図書購入費29万円を計上いたしました。

そのほか、4月1日付の人事異動に伴う職員給与、手当等の増額及び減額をしております。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

◎日程第16 議案第14号の上程、説明

○議長（高柳 智君） 日程第16 議案第14号 令和6年度介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（高柳 智君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第14号 令和6年度神崎町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の提案理由を申し上げます。

本予算案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,980万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億1,905万円とするものであります。

今回の補正は、職員給与費等の補正及び令和5年度の保険給付費等の確定に伴う精算が主な内容です。

その補正予算の概要を申し上げます。

歳入につきまして、6款、繰入金では、職員給与等繰入金として、20万9,000円を計上いたします。

7款、繰越金では、前年度繰越金として、1,959万1,000円を計上いたします。

歳出の主なものは、1款、総務費では、職員給与等として、20万9,000円を計上いたします。

4款、基金積立金では、令和5年度精算金の余剰金として、700万7,000円を計上いたします。

5款、諸支出金では、令和5年度の国・県等への精算金として1,204万6,000円、一般会計への繰出金として53万8,000円、合わせて1,258万4,000円を計上いたします。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

◎日程第17 認定第1号～日程第21 認定第5号

及び日程第22 報告第1号～日程第23 報告第2号の一括上程、説明

○議長（高柳 智君） 日程第17 認定第1号から日程第21 認定第5号及び日程第22 報告第1号から日程第23 報告第2号は、令和5年度決算に関するものですので、一括議題といたします。

議案等を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（高柳 智君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） ただいま議長のご配慮により、認定第1号から第5号、報告第1号及び第2号を一括上程させていただくことになりましたので、提案理由を申し上げます。

初めに、令和5年度神崎町一般会計、特別会計及び水道事業会計の決算の認定と事業報告でございます。

決算につきましては、地方自治法及び地方公営企業法の規定に基づき、監査委員の意見をつけて上程するものであります。

なお、決算審査は、7月17日、19日、23日、29日の4日間で実施をしていただきました。

令和5年度一般会計では、重点事業といたしまして、緊急生活支援商品券事業や道の駅発酵の里こうざき改修事業に係る土木工事をはじめ、町道成田神崎線の道路改良工事等の投資的事業を実施いたしました。

国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療の特別会計におきましては、適正な保険給付に努めました。

水道事業では、安全な水道水の安定的な供給と、公営企業としての健全経営に努めました。

その他の主要施策の成果及び計数につきましては、お手元に提示したとおりでございます。

次に、報告第1号及び第2号について申し上げます。

これは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率を、監査委員の意見をつけて報告するものでございます。

各指標につきましては、令和5年度決算に基づき算出したものですが、本町においては、実質赤字及び連結実質赤字はなく、実質公債費比率及び将来負担比率においても基準を下回っております。

また、水道事業においても資金不足はございません。

今後も引き続き健全な財政運営に努めてまいりたいと思います。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

◎日程第24 陳情第1号の上程、説明、採決

○議長（高柳 智君） 日程第24 陳情第1号 政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情書を議題といたします。

陳情書を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（高柳 智君） お諮りいたします。本案は陳情でありますので、質疑、討論を省略して直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高柳 智君） 異議なしと認めます。よって、日程第24 陳情第1号 政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情書を採決いたします。

本陳情を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（高柳 智君） 挙手多数。よって、本陳情は採択されました。

○議長（高柳 智君） ここで、本日、飯田耕一代表監査委員にご出席いただいておりますので、令和5年度決算審査等意見書について、ご説明いただきます。

飯田監査委員、よろしくお願いいたします。

○監査委員（飯田 耕一君） 監査委員の飯田でございます。議員の皆様、大変ご苦労さまです。

令和5年度神崎町一般会計、特別会計、水道事業会計について、本年7月17日、19日、23日及び29日の4日間、監査委員の荒井議員と一緒に決算審査を行い、その結果を8月20日付で決算審査の意見書として町長に提出させていただきました。その内容について概要を説明させていただきます。

決算書に添付されました意見書の写しをご覧いただきたいと思います。意見書の写しです。

まず、中を見る前ですが、一般会計及び3特別会計ですが、各会計の決算書等が関係法令に基づき作成されていることを確認するとともに、各会計の財政状況並びに主要施策の実績等に留意し、計数の確認、証拠書類、実質収支に関する調書等を精査し、関係職員からの説明を受けて審査をしました。また、各基金の運用状況を示す書類の審査も行いました。

それでは、6ページをお開きください。6ページの下段に、②年度別財政収支の状

況という表がありますが、その一番下に「5」という数字がありますが、これは令和5年度ですね。令和5年度の歳入歳出形式収支等が載っております。

一般会計は、歳入総額が34億5,821万8,000円、対前年度比6.8%の増です。歳出総額30億7,018万2,000円、対前年度比3.2%の増です。差引き3億8,803万6,000円の剰余金を生じました。翌年度に繰り越すべき財源、事業繰越しがありますので、その財源として1億9,790万3,000円を差し引きました実質収支額は、1億9,013万3,000円となりました。

令和5年度は、先ほど町長からも説明がありましたが、重点事業として緊急生活支援商品券事業や道の駅改修土木工事、成田神崎線道路工事改良、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業を実施しまして、経常業務も滞りなく遂行されました。また、健全財政を堅持しながら、効率的な業務を執行できたことは評価すべきことと考えます。

町財源の基礎である町税の収納額は上昇し、継続して県庁税務課職員の短期派遣制度を活用し、滞納処分の早期着手と強化を図るなどをして、徴収率の向上に努めたことは評価すべきことと考えます。

4ページをご覧ください。歳入の状況について概略をご説明します。歳入を款別に見てまいりますと、中段にあります⑪地方交付税が12億3,470万6,000円と、引き続き多くなっております。一番右端ですが、前年度比2,928万6,000円の増加となっており、2.4%の増加となっております。

15番、中段下ですが、国庫支出金は、これ、増減欄を見ていただきたいと思いますのですが、2,497万5,000円、6.5%の増となっております。

19番の繰入金です。下のほうに行きます。増減欄を見ていただきたいと思いますのですが、財政調整基金の取崩しによりまして、1億8,902万と、この欄、繰入金は大幅に増加となっております。

また、その上の寄附金ですが、ふるさと納税が2倍以上に増加したことによりまして、増減欄です。1,164万7,000円の増加となっております。

先ほど申し上げましたが、道の駅改修事業の財源としての財政調整基金からの取崩し、また、国庫補助金の受入れなどによりまして、歳入が2億2,023万9,000円、一番下の欄、この表の増減欄、2億2,023万9,000円と、大幅に増加しております。

以上が歳入の状況です。

続きまして、歳出の状況、5ページです。款別に見てまいりますと、多いところが8款です。土木費が、道の駅改修事業や町道成田神崎線の道路改良事業、これ、増減

欄を見ていただきますと、そういったことによりまして、1億8,715万1,000円の大幅増となっております。

上に行きまして、③番ですが、民生費は、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業によりまして、増減欄ですが、5,500万4,000円の増加となっております。

7番の商工費ですが、増減欄ですが、△2,370万3,000円となっておりますが、これは道の駅改修工事実施設計委託料が減少したことによるものです。

限られた財源で効率的な予算執行に努められております。

以上、一般会計歳入歳出の主なものについてご説明いたしました。

続きまして、3特別会計についてご説明いたしますが、8ページの中段をご覧ください。3特別会計については表がありませんので、文章でご説明させていただきます。

まず、国民健康保険事業特別会計ですが、本会計の決算は、歳入総額7億3,083万4,000円、歳出総額7億2,073万2,000円で、実質収支は1,010万2,000円のプラスとなっております。これは、平成30年度から国民健康保険制度が大幅に改正され、国保の財政運営の主体を県が行うことになったため、財政の安定化が図られております。

国民健康保険税の現年度分の徴収率は95.6%、前年度が95.4です。滞納繰越分の徴収率が30.8%、前年度が33.8%。全体としては89.5%、前年度が89.4%となっております。前年度比率ではほとんど変わっていないんですが、町税と比較いたしますと、徴収率は依然と低い状況があります。税負担の適正化、公平という観点からも、徴収対策に一層の努力と工夫が望まれます。

最近のデータ、ほかの市町村のデータを見ておりませんが、私が現役の頃から見ておりましたデータですと、やはり国民健康保険税は、どこの市町村も徴収率が一般の税に比べまして低い状況があるかと思います。

国保を続けます。財政調整基金も1億6,000万円を超えており、会計は安定しております。今後、加入者の減収期に入り、また、高度医療等により医療費の増加も予想され、事業運営が厳しさを増していくことが予想されます。特定健診の受診率向上に努め、医療費の低減に努めることが必要と思われます。

9ページ上段をご覧ください。介護保険事業特別会計です。

歳入総額6億8,437万7,000円、歳出総額6億6,478万6,000円で、実質収支1,959万1,000円のプラスとなっております。

保険料の89.5%は年金からの特別徴収です。100%の徴収率になります。

普通徴収分の徴収率は、現年度分91.7%、前年度が92.0%、滞納繰越分が19.1%、

前年度は19.9%です。現年度分、滞納繰越分共に徴収率がやや減少しております。物価高騰などの影響もあると思われますが、引き続き介護給付制限に該当しないよう、制度やサービス内容の周知とともに、保険料納付の啓発に一層努めていただきたいと思います。

介護保険の歳出ですが、保険給付費や地域支援事業費が令和4年度決算と比較して増加傾向にあります。今後はさらに高齢者の増加に伴い、保険給付費が増加すると思われるので、地域包括支援センターと連携し、つるかめ料理教室、運動教室等の事業を通じ介護予防の取組を強化することが、将来の介護給付費の増加を緩和するものと考えます。

また、在宅介護のための運動サポーター養成講座、認知症サポーター養成講座等の事業の充実に努めていただきながら、今後も被保険者数、認定者数、サービス利用者、給付費の伸びに注意を払っていただきたいと思います。

次に、9ページ下段をご覧ください。後期高齢者医療特別会計です。

歳入総額9,143万9,000円、歳出総額9,059万円、実質収支84万9,000円のプラスとなっております。

令和4年度から団塊の世代が75歳に到達し、年々、被保険者数の増加が見込まれます。また、1人当たり年間医療費が県内でも高い位置にあります。後期高齢者健診の受診率の向上により、医療費が今後低減することを期待しております。

10ページをご覧ください。次に、財産の状況です。当該年度中の増減を主体に審査をいたしました。土地及び建物については、増減がありませんでした。また、出資による権利も増減はありませんでした。

物品については、令和5年度中に小型動力ポンプ積載車1台を増大し、同じく小型動力ポンプ積載車1台を廃車いたしました。したがって、台数に変更なく、36台となっております。

債権は増減がなく、現在高は9万7,000円となっております。

ここで、意見書ではなくて、ちょっとご面倒ですが、決算書、この厚い冊子を見ていただきたいと思います。181ページに債権の状況が載っております。181ページ、一番後ろになります。横の表です。これ、非常に大事な表なんです。ここに4、基金という表があります。この基金の表の一番右下の数字、そこに「2,521,151」という数字があると思いますが、基金全体の決算年度末残高が25億2,115万1,000円ということです。昨年度と比較しまして、3,188万7,000円の減となりましたが、減少した主な理由は、財政調整基金7,686万3,000円の減です。この表でいきますと、一番上に財政

調整基金、年度中増減で7,686万3,000円の減とあります。これは、主に道の駅改修事業のために取り崩したことによります。

中段に国民健康保険財政調整基金、ここでやはり増減で△1,124万8,000円となっておりますが、これは被保険者の減少によりまして、保険税の減収があったり、千葉県への納める納付金の増加がありましたので、基金から繰入れを行ったことによるものです。

反対に、増加した主なものは、下から２段目に公共施設整備基金、プラスの4,933万9,000円となっております。これについては増加がありました。

トータルで申し上げますと、財政調整基金の残高比率が、昨年ご説明したとおり、県内市町村でもかなり高位に位置しております。計画的な積立てと取崩しに努めていただきたいと思います。

審査の結果ですが、一般会計及び３特別会計は、その計数に誤りがなく、証書類も整備され、会計経理も適正に処理されているものと認められます。

これ、10ページから11ページにかけての数字ですが、11ページになります。経常収支比率87.0%、実質公債比率3.3%と、健全財政が維持されております。

実質収支比率は、直近３か年が11.4%、10.5%、8.8%と低下傾向にありますが、一般的に３%から５%くらいが適当と考えられておりますので、懸念する段階ではありません。

いずれにしろ高めではありますので、今後財政見通しを精査し、財源を有効に使っていただきたいと思います。単年度で見ていきますと、やや余りぎみということでございます。余裕がちょっとあり過ぎということになるかと思えます。そういった意味で、さらに有効に財源を使っていただきたいと思いますということです。

少子高齢化や人口減少など、地域の現状と課題を踏まえまして、事務事業のより一層の創意工夫とチャレンジが必要と考えます。

以上、一般会計、特別会計をご説明いたしました。

次に、水道会計です。13ページをご覧ください。

決算及び事業報告が関係法令に基づき作成されているかを確認するとともに、財政状況並びに主要施策の成果等に留意し、計数の確認、証拠書類等を精査し、関係書類から説明を受けました。審査の結果、全て適正になされておりました。

事業内容を見てまいりますと、（１）に収益的収支欄がありますが、事業収益が２億1,509万4,000円、対前年度比1.1%の減。事業費用、１億8,308万3,000円、対前年度比0.8%の減。差引き3,201万1,000円の純利益、前年度が3,279万3,000円の純利益

です。

水道事業収益の主なものは、給水収益が1億1,294万5,000円、事業外収益として、給水申込負担金が388万5,000円となっております。さらに町からの補助金、県からの補助金合わせまして、補助金が3,389万2,000円となっております。

水道事業費用の主なものは、人件費が4,236万2,000円、経営費4,535万5,000円、減価償却費9,133万2,000円、支払利息400万9,000円です。ご存じのとおり、ご承知のとおり、減価償却費は実質的な歳出は伴いません。内部留保として保留されていく、ためられていくお金でございます。

14ページをご覧ください。資本的収支です。

収入ゼロに対しまして、支出4,845万5,000円で、4,845万5,000円の不足となっておりますが、これは先ほど申し上げました減価償却費等の内部留保資金、損益勘定留保資金ということで留保されております。それを用いました。それをここに当て込んでおります。

経営の状況です。給水世帯数が2,150世帯で、前年度に対し109世帯の増加となり、給水人口は4,884人で、前年度に対し52人の増となりました。

年間有収水量も安定し、経常経費も一定していること、そして、一般会計からの繰入金もあることから、ここ数年、経常利益は3,000万円から4,000万円を計上しております。その結果、キャッシュフロー、これは保有現金と考えてください。保有現金も年度末残高が2億5,000万円を超えており、比較的安定した経営状況にあります。漏水処理、配水管の布設など、外部に発注することなく、水道課職員が自主施工で実施しており、経費の低廉化と職員の技術向上に努めていることは大変評価できます。

今後、老朽化した配水管の布設替えなど、大規模な改修工事があります。さらに、配水地の耐震化工事も予測されることから、収益の向上に努め、長期的な見通しを持って財源をためながら、経営に努めていただきたいと思います。

15ページから18ページですが、先ほど町長からも説明がありましたが、これは地方公共団体の財政の健全化をはかる表です。チェックリストです。チェック欄です。下水道会計も含めてですが、これは全て健全化指標をクリアしておりますので、問題はありません。良好な状況にあります。

以上が、一般会計、3特別会計、水道会計の決算状況のご報告ですが、そのほかにも、重点審査として、昨年度に引き続き、今年度も契約関係や補助金について審査をいたしました。

まず、契約事務全般について言いますと、ほぼ適正に執行されております。これは

文書はありません。私の口頭だけの説明になります。ただ、随意契約と委託事務については幾つかの改善を要する事業がありましたので、今後、それらについて適正化を図っていただきたいと思います。

契約については、地方自治法、地方自治法施行令、さらに規則、そして、町の財務規則に細かな規定があります。町の財務規則も標準財務規則を使っておりますので、ほぼ全国一律です。これらの規定は、非常に細かいです。この規定は、東京都から、例えば、小笠原の小さな村まで全く同じものが適用されております。したがって、これらの規定どおりやるということは非常に大変です。各市町村とも適正化に努めながら、随時、適宜、便宜的な方法を取っておりますが、それは許される範囲だと思います。神崎町についても、おおむねそういった意味で、許される範囲での運用がなされていると思います。

ただ、先ほど申し上げましたが、随意契約と委託事務については、少し改善する点がありました。

次に、補助金についても見せていただきまして、2点目です。補助要綱がない事業が幾つかありましたので、要綱を制定することが望まれます。

以上が、決算審査に伴いまして、個別に事業の審査を行いました補助金と契約についてのご説明です。

最後に、町行財政の印象について2点申し上げます。

まず、財政運営の件です。すみません。これもどこにも書いてありません。私の口頭です。財政は健全に運営されております。一般会計は毎年2億円くらいの剰余金を残しています。それらの結果、財政基金や公共施設整備基金の合計額は、9年前、平成26年度、11億7,900万円から、令和5年度は21億8,800万円、9年間で約2倍に積み上がっています。これは、災害や大規模事業に備えて順調に積み立てられているかと思います。

一方で、町の借金、町債残高ですが、14億9,300万円ありますが、うち12億4,300万円は臨時財政対策債で、全額が交付税で措置されます。したがって、実質的な町の負担する借金は、2億5,000万円です。

税収などの自主財源は少ないですが、交付税などの措置により、町財政は安定的に健全に運営されていると判断できます。

今後については、これまでどおりの財政運営を基本としながらも、財政調整基金、町債等の利用により、住民福祉の向上に資する事業にこれまで以上に積極的に取り組んでいただきたいと思います。

次に、2点目ですが、事務事業の見直し状況です。業務監査、これは主として3月に実施いたしました。各課とも事業の見直しを随時行っております。電子決裁の導入など、あと、コンビニでの税の支払いなど、住民の利便性の向上に役立つものや、内部的には会計事務の適正化なども行っており、各課とも、徐々にではありますが、事務事業の見直しを進めておりました。

ここで言うまでもなく、事務事業の見直しは、スクラップ・アンド・ビルドです。時代にそぐわなくなった事業をやめて、新しい事業を立ち上げることです。厳しい目で現在の事業を見直し、新しい需要に応じて事業を立ち上げていただきたいと思います。

格差の拡大、少子化、高齢化などの情勢の変化が進む中で、町行政の対応が待たれる案件が多くあるかと思います。幸いに町の財政は、比較的ではありますが、余力があります。他の市町村からの情報収集等に努め、時代に対応した新しい事業を少しずつ立ち上げていただきたいと思います。

以上でございます、決算の報告は。

最後になりますが、私は今期で監査委員を退任させていただきます。監査委員を4年間務めていただき、大変勉強になりました。議会の皆様、執行の皆様が町の将来を思い、真摯に仕事に取り組まれている姿に接することができましたのは、幸いでした。

これからも、議会の皆様と執行の皆様には、町民の幸せのために頑張っていただきたいと思います。

4年間ありがとうございました。

○議長（高柳 智君） 飯田監査委員、ありがとうございました。

以上、認定第1号から認定第5号の審議はこれまでにとどめ、6日に総務文教常任委員会、9日にまちづくり厚生常任委員会でそれぞれ審査を行い、質疑、討論、採決は13日に一括で行うことといたします。

ここで休憩といたします。議場の時計で13時30分まで休憩といたします。

（午前11時40分）

○議長（高柳 智君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午後1時30分）

◎日程第 2 5 一般質問

○議長（高柳 智君） 日程第25 一般質問を行います。

質問は通告書により一問一答方式で行います。答弁者は大きな声で簡潔に答弁をお願いします。

◇ 2 番 鈴 木 司 君 ◇

○議長（高柳 智君） 2 番 鈴木司議員の質問を許します。

○2 番（鈴木 司君） 2 番、鈴木司です。議長より発言の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

今年の7月、東北地方が、線状降水帯による大雨で河川が決壊し、パトカーまで流されるなど、大変な被害になりました。

この件で町民の方と話をした際、管理下にある町の各排水路は大丈夫なのか、管理・点検など、どのように行っているのか、また、砂、泥、草刈りなどの管理はどうしているのか、この質問にお答えください。

これ以降は自席にてお伺いいたします。

○議長（高柳 智君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

まず、道路側溝につきましてですが、定期的に実施している道路パトロールにより、異常がないか確認をしております。道路パトロールは月2回実施しており、道路だけでなく、道路附属物である側溝等も異常がないか確認をしております。

道路側溝の異常としましては、蓋が割れているであるとか、泥が詰まっているといった内容で、公共性や緊急性を考慮した上で、業者に対応を依頼しているような状況です。

また、農業用排水路に関してですけれども、こちらは、各地区や土地改良区と協議の上管理を行っておりますが、多面的機能支払交付金事業という農林関係の事業に取り組んでいる地区に関しては、本事業により保全管理をお願いしているような状況です。

以上です。

○議長（高柳 智君） 2 番 鈴木議員。

○2 番（鈴木 司君） 道路パトロール等、それで管理をしているということなんです

が、広報の4月号、これに河川水質検査の件が載っているんですが、本宿川端の砂、泥、草刈りなど、それと、本宿2区の久松新聞店から本宿川端へ流れる水路、それと、堤防を越えた利根川の水門の先、この間実際見に行ったんですが、利根川のほうの水路は草が生えて下が見えないような状況なんですが、説明をしてください。

○議長（高柳 智君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えをいたします。

川端の水路、久松新聞店さんからの水路ということで今お話があったわけですが、そちらについては、堆積の状況というものにつきましては、セブーンイレブンのほうから流れてくる水路、こちらから泥上げのほうは実施はしているような状況です。また、これ、堆積状況によって、実施するかしないかということは進めていこうというふうに思います。

また、利根川の川表のお話がありました。あちらの水門につきましては、利根下流事務所さんの管理になっておりまして、川表につきましても、利根下流事務所さんの管理となります。あちらの泥が堆積しているということはこちらでも承知しておりまして、利根下流事務所さんにしゅんせつ等をお願いをしているような状況です。

以上です。

○議長（高柳 智君） 2番 鈴木議員。

○2番（鈴木 司君） この4月号の河川水質調査なんですけれども、川端の大腸菌数、これが3,000個となっています。河川の中で一番水質が悪いと私は判断していますが、あの川端の水路を見ますと、ヘドロとか泥とか、あと、水路が草でぼうぼうで、どこまでが水路なのか、そういうのがはっきりしないんですが、泥、砂、そういう清掃は年に何回くらい行っているんでしょうか。

○議長（高柳 智君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えをいたします。

しゅんせつに関しては、地区からの要望、また、パトロールによって堆積状況というのを確認しながら実施しておりますので、場所を見て実施をしているというところで、年に何回といったような定期的なものではございません。

以上です。

○議長（高柳 智君） 2番 鈴木議員。

○2番（鈴木 司君） それでは、区長要望があれば、すぐやっていただけるというこの理解でよろしいですか。

○議長（高柳 智君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えをいたします。

堆積状況を確認しまして、必要に応じて実施するようになろうかと思います。

以上です。

○議長（高柳 智君） 2番 鈴木議員。

○2番（鈴木 司君） そのように、それでは、区長要望と、実際にこうやって一般質問でしているんですから、こちらがもう確認していることで質問しているわけなので、早急に現場を確認して、できるものはすぐやっていただきたいと思います。

それと、小松から並木、本宿5区を通る結構幅広い水路なんですけど、あそこの管理はどうなっておりますか。

○議長（高柳 智君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えをいたします。

ほかの水路と同様ではあるんですけども、並木の地先につきましては、多面的機能支払交付金事業、先ほど申し上げました農林関係の事業、こちら、並木区で取り組んでおりますので、並木区のほうで必要に応じて、しゅんせつであるとか、底打ち等も行っていようかと思っています。

そちらから先は本宿地先になってまいりますけど、本宿のほうでこの多面的の事業を去年で終了しておりますので、ここから先につきましては、改良区も含めて、地区、町でちょっと協議をして、現場を確認していくようなことになろうかと思っています。

以上です。

○議長（高柳 智君） 2番 鈴木議員。

○2番（鈴木 司君） 私は本宿5区の住民なんで、3本桜とか、あの水路はよく行くんですが、あの川のそばに草刈りをやっていない空き地があるんですが、ご存じですか。

○議長（高柳 智君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えをいたします。

角のところに遊休農地になっている箇所があるということは把握しております。

以上です。

○議長（高柳 智君） 2番 鈴木議員。

○2番（鈴木 司君） いつも散歩しているんで、あの辺はよく分かるんですが、杉山さんのほうから入って行って、倉庫のところに入っていきまして、桜があるんですが、あの桜の先なんですけど、あそこもかなり排水路のほうに草がかかっているというか、そういうことに関して、その土地の所有者などに草を刈ってくれとか、そういう要望

はしているのでしょうか。

○議長（高柳 智君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えをいたします。

農地以外の箇所については、町民課の管轄にもなってくるところでありますけれども、農地というような状況の場合は、遊休農地の関係で管理をお願いします。また、復田であるとか、耕作放棄を解消してもらうように、こちらでは指導させていただいております。

以上です。

○議長（高柳 智君） 2番 鈴木議員。

○2番（鈴木 司君） その空き地に関しては、連絡を取って、早急に刈るようにお願いしたいと思いますが、それと、その先を行きまして、八間川にぶつかる丁字路というか、突き当たりですよね。あそこのところに、トタンとか、不純物というか、そういうものが落ちているんですが、そういうのは確認していますか。

○議長（高柳 智君） 石橋まちづくり課長。反問権。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） 恐れ入ります。もう一度場所をご説明いただいてもよろしいでしょうか。

○議長（高柳 智君） 2番 鈴木議員。

○2番（鈴木 司君） 杉山さんの倉庫に入って行って、ずっと行って、突き当たりますよね、八間川に。分かりませんか。あの道路を左へ曲がって、Uターンしないで真っすぐ行くんですよ。そうすると、八間川と本宿5区からの排水路がぶつかるあの地点、あの地点にトタンか何かがずっと前から捨てられているというか、ちょっとした雨が降れば、そういう障害物があればどんどん水かさは増えると思うんで、そういうところの清掃とか撤去。場所は分かりましたか。

○議長（高柳 智君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えをいたします。

ただいま鈴木委員おっしゃった場所は、場所としては把握はさせていただきました。そこにトタンであるとかが水路の中に落ちているというのは把握しておりませんでしたので、確認をさせていただいて、通水に阻害があるようであれば、対応していきたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（高柳 智君） 2番 鈴木議員。

○2番（鈴木 司君） 排水路をきれいにしておかないと、結局は、線状降水帯とかの

大雨に排水が間に合わず、それがあふれて道路に冠水するおそれもあるので、こういう排水路に関しては、気づいたら素早く清掃と管理等をお願いしたいと思いますが、いかがですか。

○議長（高柳 智君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えいたします。

おっしゃるとおり、通水に阻害のあるような地点があれば、対処していきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（高柳 智君） 2番 鈴木議員。

○2番（鈴木 司君） 水は大変恐ろしいので、冠水して床下浸水、床上浸水になったら大変なことになりますので、そういうことがないように、常日頃からそういう清掃をやっていただければいいと思います。

それでは、次、2番。1番の排水路に関するものとちょっと重複するかもしれませんが、八間川の管理・清掃について質問します。

神崎町には、一級河川の利根川、大須賀川、上八間川の3本が流れ、その準用河川の神崎川、浄向川、江口川があり、さらに田んぼへ流れる水路が網の目のように走っています。

しかし、それらの河川や水路を先日視察した際、既に特定外来生物のナガエツルノゲイトウがはびこっていました。この植物は南米産で、主に水辺に生えるヒユ科の多年草です。繁殖力、拡散力が高く、生態系や農業への悪影響のおそれがあり、放置すれば、排水機場で目詰まりを起こして水害を招いたり、水田の稲に絡まって収穫ができなくなったりするなど、農産物の成長を妨げるおそれがあります。

そこで質問します。八間川及び各河川のナガエツルノゲイトウなど、繁殖力の強い植物を年間どの程度取り除いているのか、駆除されているのかを教えてください。

○議長（高柳 智君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えをいたします。

まず、八間川ですけれども、八間川につきましては、千葉県の香取土木事務所が管理している河川です。神崎町にあります上八間川については、下八間川と比べてですけど、ツルノゲイトウの繁殖というのが、上流なだけあって、それほどでもないというような状況はあるんですけれども、流城市町で構成されます大須賀川・八間川排水整備促進協議会というものがございます。こちらで土木さんに要望を行って、昨年度ですけれども、本宿の揚水機場付近の上八間川については、撤去作業を実施していた

だいたような状況です。こちらにつきましては、繁殖の状況に応じて、土木事務所さんに対応をお願いしているようなところです。

また、先ほどありました江口川であるとか、神崎川といった準用河川ですけれども、江口川につきましては、年1回、おおむね2回ぐらいうるんですけれども、草の繁殖の状況にもよります。繁殖があまりひどくない状況で手をつけた場合は、自主施工で行う場合もございます。職員がユンボで持ち上げてというような自主施工、繁殖が大きくなってきたときには、作業委託というようなことで、繁茂の状況を見ながら、年1回から2回、除去作業というものを行っているような状況です。

以上です。

○議長（高柳 智君） 2番 鈴木議員。

○2番（鈴木 司君） 年に1回から2回やっていただけるのは非常にありがたいことだと思いますが、先日も、八間川から今村の水門、あの間が、先日見たときよりも、かなり河川の半分くらいまでツルノゲイトウが繁殖していました。それに、神崎川、そこもかなり出ていました。それともう一つ、天の川公園、あの付近もナガエツルノゲイトウが繁殖しております。

これから台風の時期になって水かさが増すと、当然、排水の速度が落ちて、冠水する可能性もありますので、これから台風時期の前にやっていただければいいのかなと思うんですが、いかがですか。

○議長（高柳 智君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えをいたします。

おっしゃるとおり、現在進行形のような形で、ツルノゲイトウの除去作業というものを行っています。ただいまお話のございました江口川なんですけど、本当に今日ですかね、今、すくい上げが終わったような状況になっておるかと思いますので、今の時点ですと、江口川、今の水門のところ、あそこについてもきれいになっているかなというふうに思います。順次、ツルノゲイトウの処分については、ただいま進めているような状況です。

また、国交省さんのほうで管理していたり、これから工事を行うような道の駅の前のところ等につきましては、国交省さんであるとか、事業を実施している事業者さんをお願いして、ツルノゲイトウの撤去というものを行っておりますので、順次、流れの阻害になるツルノゲイトウについては撤去作業を進めてまいります。

以上です。

○議長（高柳 智君） 2番 鈴木議員。

○2番（鈴木 司君） 撤去作業をするということは了解しました。

それに、上八間川ですが、管轄は違うんでしょうが、砂とか泥とか、そういうものについての堆積、そういうのを掘るというんですか、そういうものは、こちらからその河川を管理しているところに清掃をお願いするということは可能なんでしょうか。

○議長（高柳 智君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えをいたします。

香取土木事務所さんが管理している河川になりますので、状況に応じて、土木さんにもこちらからお願いをして、浚渫等を依頼しております。

ただ、どちらかというと、取水の関係、水ですよ。排水というよりも、本当に最上流になってきますので、土木さんですと、通水の阻害になっているかいないかというところで、通水の阻害になっていけば浚渫をしますというような立ち位置なんですけれども、通水の関係等で浚渫というようなところで、農林関係の県単の事業等で町で実施したというようなこともありました。これにつきましては、管理者につきましては土木さんですので、土木さんのほうにこちらから依頼をして進めていくという方向になろうかと思えます。

以上です。

○議長（高柳 智君） 2番 鈴木議員。

○2番（鈴木 司君） 香取土木さんのほうにお願いする件は分かりました。

大体の排水路が上八間川あたりに流れるのが非常に多いと思うんで、あそこをきれいにしていただかないと、排水が間に合わなくて、狭い排水路でも冠水するようなことがあると、住民は非常に困るわけなんで、もとの太い川もきれいに排水ができるような、そういう環境を整えていただければなと思っております。

これからもパトロールしながら、そういう箇所を見つけたらすぐやっていただけることがいいのかと思うんですが、いかがですか。

○議長（高柳 智君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えをいたします。

今、本当に台風シーズンということもありますので、通水に阻害があるというようなところにつきましては、大きな影響が出ないように対処していくようなことで進めたいと思えます。

以上です。

○議長（高柳 智君） 2番 鈴木議員。

○2番（鈴木 司君） そのようにいつも注意しながらやっていただけると、町民の方

も喜ぶんじゃないかと思います。

それでは、続いて、武田地区の盛土問題について質問します。

本年3月の定例会において荒井議員が質問された武田地先の件で、その後の状況と盛土の撤去はどのようにになっているのか、現状を町民にどのように報告をするのか教えてください。

○議長（高柳 智君） 澤田町民課長。

○町民課長（澤田 達也君） 質問にお答えさせていただきます。

まず、武田地区の盛土に関しましては、令和4年の3月の定例議会でも一度お答えをさせていただいておる状況ですけれども、令和3年の3月に刑事告発を行いまして、千葉地方検察庁より同年の12月に起訴となったということで通知を受けてございます。

ただ、起訴内容につきましては、これは公表されていない情報のため、内容については差し控えさせていただくということでお願いいたします。

これまで長期にわたる監視活動、証拠書類作成の成果により起訴できたということで、今後同じような事案を発生させないための抑止力として大きく働いたものと考えております。

また、撤去の状況ですけれども、こちらの刑事告発に関しまして、当事者へ原状回復を求めておったところ、期日までの履行がなかったために、町の条例の規定に沿って告発を行ったという状況であって、現状については当時の状態のままでございます。現在につきましては、定期的に見回りを行って、崩落等の危険がないか、確認を続けているところです。

また、こちらの内容の公表ということですが、今現在、この状況に関して、先ほど申し上げた、内容の公表できないことというのがありますので、報告・公表については、現在のところは考えていないということです。

今後、これから引き続き継続的な見回り等は行ってまいりますので、何かしら現場の状況等で動きがあれば、そのときは随時お知らせをしたいと考えております。

以上です。

○議長（高柳 智君） 2番 鈴木議員。

○2番（鈴木 司君） 盛土の撤去というのはできないんですか。

○議長（高柳 智君） 澤田町民課長。

○町民課長（澤田 達也君） お答えいたします。

あちらの盛土に関しましては、あくまでも民地のものございまして、今回、この告訴に至ったのは、無許可で土を入れたというところで、本人に撤去の命令を出して

いたということで、町のほうが今現在あれを撤去できるかということ、今はできないという状況であります。

以上です。

○議長（高柳 智君） 2番 鈴木議員。

○2番（鈴木 司君） それでは、地権者の土地に直接土壌検査というものはできないのであれば、現場近くの大貫側のほうの農道に流れた盛土の堆積物を採取し、有害物質が含まれていないか検査をしたらどうでしょうか。町民が一番気にしている残土と思いますが、いかがですか。

○議長（高柳 智君） 澤田町民課長。

○町民課長（澤田 達也君） 質問にお答えいたします。

確かに個人の土地ですので、直接土を取って無許可で検査をするというのはなかなか難しいところでありますけれども、ただ、今、議員がおっしゃったように、そこから流れ出たものというものを、隣の土地にあるからといって勝手にやってしまうのはちょっと問題があるかなと、私もちょっと考えております。

以上です。

○議長（高柳 智君） 2番 鈴木議員。

○2番（鈴木 司君） 私が心配しているのは、その土砂が、農道の左側に稲作を、米を作っている場所があるんですが、そこにもし有害物質などが流れて、稲作自体に問題がないのかどうか、それを心配しているわけなんで、実際に農道に流れてきた土砂でしたら、それは検査することは可能ではないんですか。

○議長（高柳 智君） 澤田町民課長。

○町民課長（澤田 達也君） ご質問にお答えいたします。

確かに隣にすぐ農道があって、またその隣に田んぼがあるというのは、私のほうも状況のほうは確認をいたしております。

今現在、私も大体週に1回のペースなんですけれども、現場のほう、下のほうから確認したりということは行っておりますけれども、実際に農道まで崩れてきているという土の状況は今のところはないというのが実際のところなんです、その現状の土を、今ある農道の土を検査するというのは可能かと思うんですが、明らかに崩れてきた土を無許可で検査をするというのは、やはり法律上はちょっと確認してみないと分からないんですが、難しいかなというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（高柳 智君） 2番 鈴木議員。

○2番（鈴木 司君） 私が言っているのは、地権者の土地に侵入するということではなく、雨で農道に流れてきた物質、盛土、残土ということですから、私です、違法とは思わないんですが、それはいろいろ調べてみていただいて、可能であれば、調べていただくことはできますか。

○議長（高柳 智君） 澤田町民課長。

○町民課長（澤田 達也君） 質問にお答えさせていただきます。

法律上の問題等、こちらでも確認をさせていただいて、議員のおっしゃる検査のほうについては、ちょっと検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（高柳 智君） 2番 鈴木議員。

○2番（鈴木 司君） 町民が、どこから持ってきたか知らない、そういう盛土であれば、有害物質が含まれていないのか、それは心配していると思うので、できる限り検査していただくのがいいと思うので、法律に引っかからないようなことであれば、検査をしていただきたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。国民健康保険について、今年の12月2日以降は現行の国民健康保険証は発行しないと聞いております。

そこで、確認の上で質問します。現在使用している国民健康保険証はいつまで使用できるのですか。また、紛失した場合はどうなるのですか。教えてください。

○議長（高柳 智君） 澤田町民課長。

○町民課長（澤田 達也君） 質問にお答えさせていただきます。

まず、国民健康保険証ですけれども、議員おっしゃるとおり、12月2日以降、新規の発行が、保険証の発行ができなくなるという状況でございます。

ただ、今現在、お手元のほうに届いている国民健康保険証に関しては、来年の7月31日まで有効期限のものになっております。これはこの期限内でお使いになることができますので、来年の7月いっぱいまでは、今のお手元にある保険証が使えるということであります。

また、紛失をしてしまった場合ということなんですが、繰り返しになりますが、12月2日以降は新規での発行はできなくなりますので、12月2日以降、もし紛失をされたという場合は、保険証ではなくて、資格確認書という様式のものをお渡しするような形になります。当然、マイナンバーカードをお持ちでない方とか、ひもづけをしない方にはなりますけれども、そちらをお出しするようになります。

以上です。

○議長（高柳 智君） 2番 鈴木議員。

○2番（鈴木 司君） ただいま課長の言うように、私は来年の7月31日までの有効期限なんです、これ、今年の11月30日の方もいらっしゃるんじゃないんですか。

○議長（高柳 智君） 澤田町民課長。

○町民課長（澤田 達也君） 質問にお答えさせていただきます。

今現在お渡ししている中で、仮に11月30までという期間の方がいらっしゃるとしたら、保険の滞納等によりまして、短期の期間の発行というのが、まず大体3か月でお渡ししている方というのは数名いらっしゃいますので、そちらの関係かと思いますが、今後は、12月2日以降は短期というものもなくなりますので、改めて出す場合は、1年間有効なもの、資格確認書という形にはなりますけれども、その用紙を出すということになります。

以上です。

○議長（高柳 智君） 2番 鈴木議員。

○2番（鈴木 司君） それじゃ、ちょっと具体的に聞きたいんですが、来年の6月に紛失したと。そうしたら、紛失したときから資格確認書で1年間は使えるんですか。

○議長（高柳 智君） 澤田町民課長。

○町民課長（澤田 達也君） 質問にお答えさせていただきます。

こちらの資格確認書につきましては、現在の保険証と同じ取扱いということで、1年の有効期限というものを設けて発行する予定であります。今の保険証もそうなんです、年度の途中であっても、7月31日まで、7月末までで一回、この1年間のスパンは終えて、また8月分から新たなものができるというような形になりますので、今ご質問の、6月に紛失したら、6月から1年間分ではなくて、取りあえず7月末までのものをお渡しします。また8月から使えるものは、ほかの方と一緒にのタイミングでお送りするような形で考えております。

以上です。

○議長（高柳 智君） 2番 鈴木議員。

○2番（鈴木 司君） 国民健康保険証の件は、多分、町民の方もかなり心配していると思うんですね。本当は全員がマイナンバーカードを申請してくれればいいんですが、マイナンバーカードを持っていない方はどのようにしようとしていますか。教えてください。

○議長（高柳 智君） 澤田町民課長。

○町民課長（澤田 達也君） 質問にお答えさせていただきます。

まず、マイナンバーカードをお持ちでない、あるいはマイナンバーカードを持っても保険証とのひもづけをしていないという方には、取りあえず資格確認書というものを活用してもらうように、こちらから準備をしているという状況です。

ちなみに資格確認書につきましては、今、そちらのサイズ等を検討しているところですが、予定としては、今の国民健康保険証と同じサイズで違和感なく使えるようにということで考えております。

マイナンバーカードを処理や所持をしていない方に、今後も、マイナンバー取得をしてもらえるように、マイナンバーカード自体が義務化とはちょっと違うので、どうしても無理にとは言えないんですけれども、なかなか役場にも来られないとか、そういった諸事情があらわれる方には、ご家族の方にも協力はしてもらいたいんですけれども、今度11月に土日に、予約制にはするんですけれども、申請とかを、平日はなかなか息子さんとかお子さんが離れて暮らしている方も、土日であれば、会社が休みで、お母さんとかお父さんを連れてこられるという状態があれば、そういった方を対象に申請、あるいはこれは今までもやっているんですが、交付も土日で行うと。そういったことを今検討して、準備をしているところでございます。

以上です。

○議長（高柳 智君） 2番 鈴木議員。

○2番（鈴木 司君） 土日もやっていただければ、マイナンバーカードの取得パーセントも上がると思います。

ただ、私が思っているのは、土日を開けて役場に来ていただくのではなく、こちらから各コミュニティセンターとか、そういうところへ出張して、マイナンバーカードを持っていない方は町民課のほうで確認できると思うんで、例えば、古原地区はこの日に行きますよという、そういう的な、逆にこちらから行くということは考えていますか。

○議長（高柳 智君） 澤田町民課長。

○町民課長（澤田 達也君） 質問にお答えさせていただきます。

今現在、一案で、コミュニティセンターにこちらから出向くということもちょっと考えてはいたんですけれども、取りあえずは土日対応で窓口を開いて、ご家族の方が連れて来ていただければということで第1弾として考えていますので、今後の状況を見ながら、そういった要望等も当然あれば、検討していきたいと思います。

○議長（高柳 智君） 2番 鈴木議員。

○2番（鈴木 司君） 町民課のほうで検討するというので、マイナンバーカードを

持っていない人にどんどん取得させていただきたいと思いますが、何とか来年の7月31日、今9月ですけれども、1年なんてすぐ過ぎちゃうと思うので、後々にならないようにどんどん先に進めて、マイナンバーカードを増やしていければいいと思います。

取りあえずマイナンバーカード、国民健康保険についての質問は終わります。

続いて、駅前看板について、質問いたします。

昨年度12月の定例会において一般質問させていただきました際、当該箇所の観光看板に関して、交通上の支障も鑑みながら、ロータリー中央以外での設置で検討しているとの答弁であり、協議を進めていきたいとも語っていました。

そこで質問します。今年度予算200万円を計上して、はや6か月たちました。一向に工事がいつ完成するのか見えません。完成までの工程を具体的に教えてください。

また、どのような文言、デザインを考えているのか、教えてください。

○議長（高柳 智君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えをいたします。

まず、駅前のロータリーに設置というようなところで、実はJ Rさんと協議をさせていただいていたところです。敷地そのものはJ Rさんの敷地ということで、協議を進めていった中で、敷地に、言ってみれば、観光看板的なものを立てますと、広告料金といいますか、設置料をJ Rさんに支払うというようなコストがかかるということが分かりまして、町有地に当たる場所に看板を設置しようということで、駅から出まして左側の地図の看板のある横、そちらのほうに設置をするということで現在進めているようなところでございます。

工程的なところということでお話をいただいたんですが、今現在、規格的なものであるとか、設置の場所といったところで協議を進めているところで、こちらの規格であるとか構造等が決定しましたら、現在、立てようと思っている場所というのが、ちょっと樹木であるとか植え込みであるとかの撤去の作業であるとか、既存の看板を少しずつらすという準備工事も入ります。そちらの準備工事が終わった後で、11月の契約、2月の竣工というような、少し余裕を持った工程ですが、こちらで現在進めているような状況です。

看板のつくりということなんですけれども、議員が以前おっしゃったお話ですと、「ようこそ神崎町へ」といった看板というようなお話もございました。まだ完全に看板の構成そのものが決まったわけではないんですが、一つは、イベント情報というものが載せられるようなスペースをつくったような看板、看板に「ようこそ神崎町」というのがあって、何月何日何々というようなのを貼りつけるようなスペースをつくる

看板、もしくは、ポスターであるとか、詳細の内容をつけられるような看板というように、レイアウト的なものについても、ビジュアルだけではなくて、ある程度イベントの告知もできるような形状のものを作ればということで現在進めているところです。

以上です。

○議長（高柳 智君） 2番 鈴木議員。

○2番（鈴木 司君） イベントの告示もできるような看板、それと、文言を入れてくれるということで、ただ、そういう情報が、結局、こちらから質問したんですけれども、また質問しないと分からない状況なので、今こういう状況ですと、質問した議員に対してそういう情報も送るのは大事じゃないかと思うんですが、いかがですか。

○議長（高柳 智君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えをいたします。

個別の案件というようなところにもなりますけれども、議員さんに経過の報告というものは留意させていただこうと思います。

以上です。

○議長（高柳 智君） 2番 鈴木議員。

○2番（鈴木 司君） それでは、これからもそのように、質問した議員に進行状況とか、そういうものを伝えてほしいと思います。

それで、最後になりますが、発酵マラソンについて質問させていただきます。これまでの経緯と結果などを説明させていただきます。

令和元年、椿町長の初当選の公約で始まった発酵マラソンは、新型コロナウイルスの影響で、第1回開催は令和4年5月22日に実施され、そして、新型コロナが令和5年5月8日より5類感染症に移行された後、2回目開催は同年5月28日に実施されました。3回の開催は、令和6年5月19日に実施されました。

いずれの大会も3コースが設定され、2キロコース、10キロコース、そしてハーフコースとなっています。

しかし、発酵マラソンは、町民の要望で始まったイベントではありません。コースに当たる近隣町民からは、幾つかの苦情が私宛てに寄せられています。

その一つが、道路案内担当者の対応の悪さ、2つ目として、町の商店がほとんど潤っていないこと、3つ目に、イベントの経費が年々大きくなることへの懸念。

発酵マラソン大会総事業費は、1回目1,633万円で、町からの補助金は1,000万円で、参加者は1,515人で、内訳は町内123人で、町外からの参加者は1,392人となり、

町内参加者は全体の僅か８％です。

２回目は１,７００万の総支出で、町からの補助金は８００万円です。参加者は２,０３２人で、うち町内１７５人、町外１,８５７人となっており、町内参加者は９％です。

３回目の総事業費は１,８２６万円で、うち町からの補助金は５５０万で、県からは１５０周年記念として５００万の補助金、その他参加費、企業５９社からの協賛金が１１２万円ありました。現時点での参加登録者は２,１５５人と聞いています。実績から計算しますと、町民参加僅か１５１人で、１割以下です。３回とも、町民参加は１割以下ということになっています。

ついては、質問します。参加者が増えているのに、町の補助金が増加している理由は何か、教えてください。

○議長（高柳 智君） 堀越教育課長。

○教育課長（堀越 浩君） 質問にお答えしたいと思います。

参加者が増えているのに町の補助のほうも増えているのかというご質問ですけれども、参加者が１人増えますと、それに伴いまして、計測の代金、また、制作物、事前発送関連、また、参加賞として、藍染めのＴシャツのほうも発送をしております。そういった個々にかかる費用というのが増加しますので、そういった形で費用のほうも増えてまいります。

以上になります。

○議長（高柳 智君） ２番 鈴木議員。

○２番（鈴木 司君） 参加者が増えると、藍染めのＴシャツとか、そういう経費がかかるというのは分かりますが、普通、人数が増えて、参加費が増えたら、そういうことを言っていると、１人増えるたびにどんどん町の補助が増えるということですか。

○議長（高柳 智君） 堀越教育課長。

○教育課長（堀越 浩君） 質問にお答えいたします。

共通的な経費につきましては、多少人数が増えれば、その分安くなるというのはあるんですけども、一人一人の経費、かかっていくものがどうしても減らないというか、参加費のほうも、ほかの大会に比べますと、割安に今のところ設定させていただいているというのもございまして、その分費用がかかっているという状況にもなっておりますので、今後、参加費のほうについては検討をさせていただこうかと思っております。

以上になります。

○議長（高柳 智君） ２番 鈴木議員。

○2番（鈴木 司君） 参加費を上げるというのは非常にいいことだと思いますけれども、そうしない限り、毎回毎回、毎年800万から1,000万の町の補助金が出るわけですよ。それを町の、町民の税金から出ているわけですから、それをいかに少なくするか、そういうのも考えていただかないと、これが10年後、毎年1,000万補助が出ていたら、10年間で1億円ですよ。そうしたら、その1億円、住民のために使ってあげたらいかがですか。私はそう思うんですよね。

確かに神崎町、こうやって発酵マラソンをやれば、発酵マラソンに来た人は、神崎町って発酵の町なんだなというのは分かりますけれども、それにしても、町が潤っていない。酒蔵まつりと比べたら、雲泥の差だと思います。まして年間たった1日で800万の補助金を使うわけですから、もう少し町民のことを考えてやっていただきたいと思います。

続いて、昨年12月定例会の一般質問で、町民が本当に望んでいるイベントなのかどうか、3度目の発酵マラソン終了後、町民に対して、今後の継続を問うようなアンケートを実施するのか、教育委員会に質問しましたが、明確な返答はいただけていません。

今後、発酵マラソンをどのようにしていくお考えか、お聞かせください。

○議長（高柳 智君） 堀越教育課長。

○教育課長（堀越 浩君） 質問にお答えいたします。

発酵マラソンにつきましては、スポーツを通じまして、神崎町の魅力を発信していくための一つの方策として実施のほうをしております。その中で、ハーフマラソンにつきましては、参加者に非常に人気がありまして、近隣でもハーフマラソンを行っているところがありませんので、そこが神崎の発酵マラソンの強みであると考えております。

また、発酵マラソン大会に参加された方が、口コミやSNSを通じて発酵マラソンのほうをPRしていただいておりますので、今後も、町外の方に参加していただいて、神崎町の魅力、そういうものを発信していただけるような大会にしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（高柳 智君） 鈴木委員、残り4分です。

2番 鈴木議員。

○2番（鈴木 司君） 町長は広告効果があると言っておりますが、何をもって効果があるのか、町長、ご説明願います。

○議長（高柳 智君） 椿町長。

○神崎町長（椿 等君） お答えいたします。

まず、神崎町が、この小さな町、実は大きな施設もなく、観光資源も少ないわけです。そうした中で、やはりほかの町村との違いを出していかなければなりません。

そんな中でやはり私たちがやってきたのは、江戸時代から続く酒、みそ、醤油といった発酵です。この発酵文化をアピールしてきたわけです。それがここへ来て、酒蔵まつりというようなことで、かなり実を結んできたというようなことがあるかと思っています。

これは発酵をキーワードに進めてきたということで、さらに食品から、今は藍染めというようなことで幅を広げてきたわけです。そしてなおかつ、さらに発酵イコール健康ということは、これは今、いろんなメディアでも取り上げられているわけですし、発酵イコール健康、健康の中に我々はどうやって入っていこうかということを考えたときに、やはり今、市民マラソンがどこでも取り上げられているわけです。これをやはり私たちは取り入れていくというのは非常に有効なことだというふうに考えているわけです。

市民マラソンについては、やはり若者から高齢者までいろんな方が参加をしているわけでございまして、じゃ、外から来る人だけでいいのかというようなお話があらうかと思えますけれども、それを迎える我々も最初はやはり戸惑いが多かったわけでございまして、ここへ来て、やはりボランティアもある程度落ち着いてきているし、それから、迎えていただいております商工会の皆さんにも、最初の年は売れ残ったり、数が合わなかったり、いろいろあったわけですが、今年になると、かなり売れまして、足らなくて追加をしたというような経緯もあったわけでございまして、そういった、迎える人、来る人とが一体になって町を盛り上げていくと。町のよさをみんなに知っていただくと。受ける我々も、郷土愛をさらに深めていくというようなこと。我が町は面白いじゃないかと。こんなことをやっているんじゃないかというようなこと、こういうものを持っていただく、誇りを持っていただくというようなことに、我々は大変効果があるというふうに私は感じているところでございます。

○議長（高柳 智君） 2番 鈴木議員。

○2番（鈴木 司君） あと30秒です。最後に、町民の意見を聞くアンケートを実施してはいかがでしょう。町長。

○議長（高柳 智君） 椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 今申し上げましたように、私は効果はかなり出ているという

ふうに感じておりますので、改めてそういうものを行う必要はないというふうに考えております。

○議長（高柳 智君） 2番 鈴木議員。

○2番（鈴木 司君） アンケートは絶対取ったほうがいいと思いますので、またこれからも発酵マラソンについては一般質問させていただきます。

これで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（高柳 智君） 以上で、2番 鈴木司議員の質問を終わります。
一般質問を続けます。

◇ 7番 鈴木 節子 君 ◇

○議長（高柳 智君） 7番 鈴木節子議員の質問を許します。

○7番（鈴木 節子君） 鈴木節子です。ただいま議長より許可されましたので、発言させていただきます。

1985年7月25日に女性差別撤廃条約が日本に対して発効したことを記念して、女性の権利デーができました。あまり有名にはなっていないようですが、多くの女性及び女性団体が連帯し、ジェンダー平等実現の社会を目指し前進していこうと、毎年、日本婦人団体連合会が宣伝行動をしています。

さて、議会や職場のジェンダー平等も大事ですが、家庭についてはどうでしょうか。世の男性方に聞きたいと思います。あなたは結婚するとき、相手の女性に定年まで勤めてほしいと言いましたか。現在では、昔のように、結婚したら家庭に入ってほしいという人はごく少数派でしょうが、働いてもいいけど、家庭のこともしっかりやってもらわなくては困るという人は多いのではないのでしょうか。

次に聞きたいのは、家事・育児をきっちり2等分していますか。家事・育児については、女性のほうが得意だからとか、女性のほうが適性があるからなんて勝手な理屈をつけて、女性の側に負担を押しつけませんでしたか。ただ一つ、授乳することを除けば、料理、洗濯、掃除、裁縫、買物、子育てなどで女性のほうが得意なんていうものはないのです。世の中には女性と同等にできる男性もいます。さらに、子供にとって母親のほうがいいのか、現に母親のほうによくなっているのではないかと言う人もいますが、これも子供と接する機会、子供と接する時間を同じにすれば、果たしてそうでしょうか。

つまり、家事・育児において、男女の差はないということです。古き家父長制度か

らすっぱり頭を切り替えてほしいと思います。

そして、町のほうでも、ジェンダー平等の町になるにはどうしたらいいのか、真剣に考えるときが来ているのではないのでしょうか。

以下は自席にて行います。

○議長（高柳 智君） 7番 鈴木議員。

○7番（鈴木 節子君） それでは、1つ目、健康保険証停止の後はどうなるのか。今手元にある健康保険証はいつまで使ってよいのか。健康保険証の新規発行は今年の12月1日までで終わり、12月2日から停止されるといいますが、それまでに発行された保険証はいつまで使ってよいのか、お聞きします。

市町村国保、後期高齢者医療保険については、今、8月更新の人から新しい保険証が郵送されてきていますが、そこには、保険証の有効期限が令和7年、来年の7月31日とあります。それ以降は使っていけないのでしょうか。

○議長（高柳 智君） 澤田町民課長。

○町民課長（澤田 達也君） 質問にお答えさせていただきます。

現在、お手元に届いている国民健康保険、後期高齢者医療の保険証につきましては、そこに書かれている記載のとおり、来年の7月31日までは通常どおり使うことができます。

こちらの7月31日を越えたら、当然、保険証という形では使えなくなりますので、その前に資格確認書というものをお送りするような形になります。

マイナンバーカードをお持ちの方や、ちゃんとひもづけを行っている方に関しては、今度はマイナ保険証と呼ばれるものになりますので、そちらを使っていただくということになります。

以上です。

○議長（高柳 智君） 7番 鈴木議員。

○7番（鈴木 節子君） 協会けんぽや組合健保、共済組合などの保険証は、令和7年の12月1日まで使えるとのことですが、国保の保険証も来年の12月1日まで使ってよいのではないのでしょうか。

○議長（高柳 智君） 澤田町民課長。

○町民課長（澤田 達也君） お答えいたします。

確かに社会保険の国保、後期以外のものに関しては、有効期限は保険者によってちよっと取扱いが違います。国のほうも、最長で来年の12月1日までということになっておりますので、町のほうは、今までの保険証の流れどおり、8月からの1年間とい

う形で保険証のほうの発行ということにしておりますので、今お手元にあるものに関しては7月31日まで、それ以降に関してはマイナ保険証か資格確認書をお使いいただくということで考えてございます。

以上です。

○議長（高柳 智君） 7番 鈴木議員。

○7番（鈴木 節子君） ほかのところで使えるのに、なぜ国保の保険証が12月1日まで使えないんでしょうか。おかしいと思いますが。

○議長（高柳 智君） 澤田町民課長。

○町民課長（澤田 達也君） お答えいたします。

こちらについては、うちの神崎町に関しましては、先ほど申しました、今の保険証のこれまで行っていた1年間のスパンでやるのが最良であるということで判断をしておりますので、来年の7月31日で有効期限ということでさせていただきます。

先ほど申し上げておりますとおり、マイナンバーカードをお持ちでない方には、資格確認書というものをお渡しするようになります。まだ内容を示せるものがないのであれですけれども、内容としては、保険証と変わらず使える様式になる予定でありますので、医療、お医者さんにかかるときには、マイナンバーカードをお持ちでない方も、特段違和感なく移行できるんじゃないかと。そのように考えてございます。

以上です。

○議長（高柳 智君） 7番 鈴木議員。

○7番（鈴木 節子君） よその自治体の国保は12月1日まで使えるのに、神崎町だけは7月31日で終わりなんですか。

○議長（高柳 智君） 澤田町民課長。

○町民課長（澤田 達也君） 質問にお答えさせていただきます。

こちらの期間の取扱いにつきましては、最長で来年の12月1日までということで国のほうから示されています。

先ほどのちょっと繰り返しになってしまうんですが、うちの町では、これまでの1年間のスパンで8月切替えということで、1年間の保険証ということで取扱いをするということになってございます。

先ほども言いましたが、資格確認書につきまして、遺漏なく発行いたしたいと思っておりますので、皆様が病院にかかるときには、特段今までと違和感なく、医療にはかかれるというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（高柳 智君） 7番 鈴木議員。

○7番（鈴木 節子君） じゃ、確認します。国保の保険証、ほかの町では12月1日まで使えるけれども、神崎町では7月31日までしか使えないという、そういう確認でよろしいですか。

○議長（高柳 智君） 澤田町民課長。

○町民課長（澤田 達也君） 先ほど申し上げたのは、社会保険のほうはちょっと取扱いがあれなので、保険者ごとにちょっと違うんですが、町に関して、私のほうで、ほかの市町村で12月まで延ばしているというのは確認はしておりませんので、そちらに関しては、こちらのほうでも確認をさせていただきたいと思います。

ただ、町のほうとして、神崎の町としては、7月で8月切替えということで考えてございます。

○議長（高柳 智君） 7番 鈴木議員。

○7番（鈴木 節子君） やっぱり違っちゃいけないと思うんで、そのところ、しっかり調べていただきたいと思います。

次に、保険証の有効期限が過ぎた後はどうなるのかということで、マイナンバーカードを取得していない人やマイナ保険証を作っていない人には、保険証の有効期限が切れる前に、保険証に代わる資格確認書が交付されると聞きます。

当面の間は申請しなくとも交付されるとのことですが、当面の間というのはどのくらいの間なんでしょうか。

○議長（高柳 智君） 澤田町民課長。

○町民課長（澤田 達也君） 質問にお答えさせていただきます。

この資格確認書ですけれども、先ほど申し上げたとおり、保険証に代わるものということで、今、特段紛失等がなければ、来年の8月から使えるように、来年の7月に、皆さんのマイナンバーカードをお作りになっていない、ひもづけされていないという方にはお届けをするということで考えてございます。

当面の間ということなんですけれども、こちらについては、まだ国のほうからもしっかりとした回答は来ていないんですが、基本的に、マイナンバーカード自体が義務化ではありませんので、これが大きく動かない限りは、皆様が医療を受けるためには資格確認書というのが必要になると思いますので、これは引き続き継続していくんじゃないかなと。そのように考えてございます。

以上です。

○議長（高柳 智君） 7番 鈴木議員。

○7番（鈴木 節子君）　じゃ、当面の間というのは、思ったより長い間ですね。

この資格確認書というのは、法律によって、被保険者の申請により交付しなければならないということです、これからは毎年申請すればよろしいのでしょうか。

○議長（高柳 智君）　澤田町民課長。

○町民課長（澤田 達也君）　質問にお答えさせていただきます。

この資格確認書につきましては、特別な諸事情によって必要になられる方、特にマイナンバーカードは持っています、ひもづけもできていますけれども、高齢の方であるとか、施設に入所していてマイナンバーカードとして使えないというような、そういう特別な事情がある方は、マイナンバーを持っていますが、資格確認書を受け取ることができるという決まりになっています。

基本的に、そういう方は申請をしていただかないと状況が分からないので、うちの町のほうでも把握はできないですけれども、既に職権で、マイナンバーカードを持っていない方とか、こちらで情報が把握できる方に関しては、自動で1年間で更新をして、今の保険証と同じように、皆さんのお手元にお届けするという事で考えてございます。

以上です。

○議長（高柳 智君）　7番 鈴木議員。

○7番（鈴木 節子君）　私がさっき聞いたのは、自動で1年間、資格確認書が交付されるということなんですけど、その後なんですね。じゃ、来年も再来年も、これは申請書を出せば、資格確認書は交付されるのでしょうか。

○議長（高柳 智君）　澤田町民課長。

○町民課長（澤田 達也君）　お答えいたします。

その間にマイナンバーカードの取得等がなされないで、状況が変わらなければ、翌年度も同じようにお送りします。特に先ほど言った特別な事情でなくマイナンバーカードをただお持ちでないというような、そういう事情であれば、1年間たった時点で、またこちらからお送りするという形になります。

○議長（高柳 智君）　7番 鈴木議員。

○7番（鈴木 節子君）　1回目の交付の後、次の申請は、そちらから通知が来るんですね。毎年こちらのほうから申請をしなくても、ちゃんと通知が来るのでしょうか。

○議長（高柳 智君）　澤田町民課長。

○町民課長（澤田 達也君）　お答えいたします。

来年の7月に、8月からの1年間のものが保険証と同じように出ます。その後、特

段、状況に変更がないと。マイナンバーカードも新規でお作りになったりしていないとかという、そういう方には、随時こちらのほうから同じタイミングでお送りします。特に一回一回申請はいただかなくても、こちらのほうから、今の保険証と同じような形でお送りをするように考えてございます。

○議長（高柳 智君） 7番 鈴木議員。

○7番（鈴木 節子君） それでは、それ、毎年そちらのほうから送られてくるということですね。

次です。ところで、資格情報のお知らせというものが出ているそうなんです、これは資格確認書とは別のものでしょうか。

○議長（高柳 智君） 澤田町民課長。

○町民課長（澤田 達也君） お答えいたします。

こちらは、資格情報のお知らせというもので、これは資格確認書とは別のものになります。こちらについては、基本的に、国保の状況が変わったりしたら、こちらから情報としてお出しするんですが、これは、マイナンバーを持っている、持っていない関係なく、マイナ保険証をお持ちの方も、一番最初にあなたはこの状態ですというのはお送りします。

70歳以上の方は、負担割合がその年の収入によってちょっと変わりますので、そのときはその都度、資格情報のお知らせというのはお送りするようになるというふうに考えております。

以上です。

○議長（高柳 智君） 7番 鈴木議員。

○7番（鈴木 節子君） 資格情報のお知らせというのが、これ、マイナ保険証で本人確認ができませんと表示されるエラーが多発しているんですが、その際、本人確認ができる資格情報のお知らせが必要だと聞いています。

そうすると、マイナ保険証と資格情報のお知らせはセットで使うということでしょうか。

○議長（高柳 智君） 澤田町民課長。

○町民課長（澤田 達也君） お答えいたします。

基本的には、セットで使うものではありませんので、何かしらそういったシステム的に問題があったときにそれがあれば、スムーズにいくのかなという思いはありますけれども、この資格情報のお知らせに関しては、特段、毎年毎年お送りするものではなくて、その方の状況が変わったときにお渡しするような形になりますので、今現在、

国のほうとしては、確認の書類としては、そういう情報のお知らせというのは使えるということにはしてありますけれども、特段これを確実にセットで持っていなきゃいけないということではないということと考えてございます。

以上です。

○議長（高柳 智君） 7番 鈴木議員。

○7番（鈴木 節子君） 本人確認ができませんとエラーが出なければ、使う必要はないんでしょうけど、エラーが出れば、それを必要だと医療機関のほうでは求めるようです。

次に、資格確認書は現行の保険証と同様の記載内容や形状となるということなので、こうしたトラブル続きのマイナ保険証より、こちらのほうがいいと、マイナ保険証から変更することはできるんでしょうか。

○議長（高柳 智君） 澤田町民課長。

○町民課長（澤田 達也君） お答えいたします。

既にマイナンバーカードをお持ちになって、保険証とのひもづけが行われている方が、マイナンバーカードを返却する、あるいは、保険証とのひもづけを解くということは、返納は、もちろんマイナンバーカードの返納自体は可能です。ひもづけを切るというのも、申請をいただいて届出をいただければできますので、こちらのほうも申請を受け付けできるように、うちの町のほうでも今準備をしているところです。

以上です。

○議長（高柳 智君） 7番 鈴木議員。

○7番（鈴木 節子君） それでは、資格確認書のほうが、トラブル続きのマイナ保険証より便利だということで、そちらのほうに移る方が多くなって、資格確認書の希望者数とマイナ保険証を使う人とか大して変わらない数となったならば、両者を併用して使う可能性も出てくるのではないのでしょうか。

○議長（高柳 智君） 澤田町民課長。

○町民課長（澤田 達也君） お答えいたします。

基本的に、マイナ保険証のひもづけを切るためには、こちらに届出をいただかないとできませんので、それが資格がダブって、マイナ保険証の登録があったまま資格確認書が出ているというケースというのは考えられないので、やはりそれぞれお使いいただくという形になると思います。

以上です。

○議長（高柳 智君） 7番 鈴木議員。

○7番（鈴木 節子君） どちらを使ってもいいということになれば、当面の間じゃなくて、かなり長い間資格確認書を使い続けるということも可能でしょうか。

○議長（高柳 智君） 澤田町民課長。

○町民課長（澤田 達也君） お答えいたします。

あくまでこの資格確認書というのは、マイナ保険証の準備が整っていない方、マイナンバーカードを持っていない、さっきも言いました、ひもづけができていないという方にお配りをするものですので、その方の状態が変わらないのであれば、こちらのほうとしても資格確認書のほうは発行をいたすということでございます。

以上です。

○議長（高柳 智君） 7番 鈴木議員。

○7番（鈴木 節子君） それでは、資格確認書を使い続けることは可能であるというふうに受け取ります。

それでは、次の新型コロナウイルスへの今後の対応はということで、現在のコロナウイルスの拡大状況についてですね。

新型コロナウイルスは、新株、これ、K P. 3というそうですけど、置き換わりで感染が全国的に拡大しています。その中でも千葉県は特に拡大が大きいように思われますが、その要因は何だと思いでしょいか。

○議長（高柳 智君） 浅野保健福祉課長。

○保健福祉課長（浅野 憲治君） お答えいたします。

私のほうで明確な理由というのは聞いてはおりませんが、報道等で流れている範囲で申し上げますと、例年、夏休み期間がどうしても感染が拡大する傾向にあります。というのは、学校が休みになって、出かける機会が多い。お盆休みに入り帰省し、田舎であるとか、実家であるとかに行ったときに感染が広がるということで、夏休み期間に増える傾向にあるということは伺っております。

以上です。

○議長（高柳 智君） 7番 鈴木議員。

○7番（鈴木 節子君） 夏休み中というだけじゃなくて、成田空港が近いということとは関係していないんでしょうか。

○議長（高柳 智君） 浅野保健福祉課長。

○保健福祉課長（浅野 憲治君） 確認しておりません。

○議長（高柳 智君） 7番 鈴木議員。

○7番（鈴木 節子君） それでは、患者への負担軽減策は今年4月から打ち切られて、

患者が治療薬を避ける傾向が生じており、前の感染症状ほどひどくないこともあり、そんなに高価なら我慢しますという話になり、心配されています。それでも治療を受けない人が多くなれば、感染が増えてしまうわけですから、新型コロナの経口抗ウイルス薬のラゲブリオ、パキロビッドなどは、処方1回当たり3万円程度かかるものとなるので、自己負担への助成を行うことを国に求めることは必要なのではないでしょうか。

○議長（高柳 智君） 浅野保健福祉課長。

○保健福祉課長（浅野 憲治君） お答えいたします。

医療機関でそういった治療薬を接種するかどうかは個人の判断になりますので、それに対する町としての国への要望等については、今のところ考えておりません。

以上です。

○議長（高柳 智君） 7番 鈴木議員。

○7番（鈴木 節子君） それでは、次の新型コロナワクチン接種についてですね。

秋から65歳以上の高齢者と、60から64歳で基礎疾患がある重症化リスクの高い人を対象に、コロナワクチンの定期接種が始まると聞きました。ワクチンは、重症化を予防する手段です。対象者の多くが接種してくれなければ、拡大を予防できません。

そこで、経済的負担の軽減が必要だと思います。自己負担については、1人7,000円くらいということですが、せめて肺炎球菌ワクチン並みに、半額の3,500円ぐらいにできないものでしょうか。

○議長（高柳 智君） 浅野保健福祉課長。

○保健福祉課長（浅野 憲治君） お答えいたします。

もらっている情報によりますと、ワクチン接種の金額なんですが、医療機関によって若干差はあるものの、おおむね国の見込みでは1万5,300円程度がかかるのではないかと予想されております。

それに対して、国から8,300円の補助、これ、町を通しての補助になりますが、8,300円の補助、残る7,000円相当のうち、神崎町については4,000円を負担します。

したがって、残りの3,000円程度、医療機関によって若干の差は生じりますが、おおむね3,000円程度の自己負担でワクチン接種を受けられます。

以上です。

○議長（高柳 智君） 7番 鈴木議員。

○7番（鈴木 節子君） そうですね。3,000円くらいであれば、どんどんワクチン接種してもらえないんじゃないかと思います。前のほかのワクチンやなんかも結構そのぐ

らの値段でやっていますので、それならいいわとやってくるんじゃないかと思います。これ、町が独自に4,000円補助してくれるということなので、大変ありがたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（高柳 智君） 7番 鈴木議員。

○7番（鈴木 節子君） では、新型ワクチンのほうはこれでいいということで、次に、改正地方自治法に問題点はないのかということで、まず、改正地方自治法とはどのようなもの、これを町のほうの見解を聞きたいと思います。

今年6月19日に、地方自治法の一部改正が国会で成立しました。国民の安全に重大な影響を及ぼす事態を理由に、国の地方自治体に対する指示権を拡大する、国と地方公共団体の関係等の特例14章とデジタル化に対する規定などを追加するものとされていますが、まず、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態などと、どの文言も漠然としており、改正法が予定する個別法が想定しない事態などと、非常に曖昧なままではつきりしません。具体的には、どのような事態を指すのでしょうか。

○議長（高柳 智君） 廣瀬総務課長。

○総務課長（廣瀬 裕君） ご質問にお答えいたします。

改正地方自治法につきましては、令和5年12月21日の内閣総理大臣に提出された第33次地方制度調査会のポストコロナの経済社会に対する地方制度の在り方に関する答申、これを踏まえたものとして通知されてございます。

議員おっしゃったように、その概要としては、1つ目に、DXの進展を踏まえた対応、そして、2点目として、地域の多様な主体の連携及び協働の推進、そして、先ほどありました、3番目として、大規模な災害、感染症の蔓延、その他その及ぼす被害の程度においてこれに類する国民の安全に重大な影響を及ぼす事態における特例、こういったものとなってございます。

具体的にどういったものを指すのかというご質問でございますが、国としましては、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態については、災害対策基本法や新型インフルエンザ特別措置法において国が役割を果たすとされていることと同程度の被害が想定される事態を指すもので、実際に生じる、または生じるおそれのある事態の規模等に照らして判断されるものであるというふうに国からは通達されてございます。

ですので、現段階では、具体的に国からも具体例が示されておりませんので、私のほうからも、この件についてお答えすることはできないかというふうに考えてございます。

○議長（高柳 智君） 7番 鈴木議員。

○7番（鈴木 節子君） 何か具体的な指示がないという、何か無責任な法律みたいなんですけどね。

次に、指示権についてなんですが、重大影響事態が発生するおそれがあれば、指示権の発動が可能とされるようですが、すぐしょっちゅう出してもらっては困るようなものだと思うんですよね。これが際限なく発動場面が、1つだけじゃなくて、どんどん広がっていくおそれがあります。これに対しての歯止めはあるのでしょうか。町としては不安にならないのでしょうか。

○議長（高柳 智君） 廣瀬総務課長。

○総務課長（廣瀬 裕君） お答えいたします。

自治体が行う事務に対して、国が自治体に具体的な指示を行う権限については、感染症法や災害基本法などに個別の法律で規定されてございます。

改正地方自治法では、個別の法律に規定がなく、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が生じた場合に、国が自治体に対して必要な指示を行うことができるという特例が盛り込まれているものと理解してございます。

指示は閣議決定を経て行うとされており、指示を行った後は、指示内容を国会に事後報告する義務が追加されていると伺っております。

また、国が指示を行う際は、あらかじめ自治体に意見等を聴取した上で行うというような努力義務も設けられたというふうに伺っております。

これらが鈴木議員が懸念される歯止めになるのではないかというふうに考えてございます。

また、町として不安はないかということでございますが、令和2年2月の、コロナ感染症の患者が乗船したダイヤモンド・プリンセス号の対応では、本来であれば、感染法上、市町村が感染者の入院調整などの対応をすべきところでしたが、規模の大きさから、患者の移送について都県をまたぐ広域的な対応を要する事態が生じ、国が市町村に代わってその役割を担ったところは、まだ記憶に新しいところであるというふうに存じております。

そういった事例からも、国民の生命等の保護のために、特に必要な場面では、国の力も頼ることが必要ではないかというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（高柳 智君） 7番 鈴木議員。

○7番（鈴木 節子君） 次に、改正自治法に問題点はないかという。ここで、発動場面が際限もなく広がるおそれがないかどうかということの具体例についてお聞きした

いと思います。

発動するかどうかは、各大臣が特に必要と認めるとき、閣議決定で決めることができ、事前の国会承認は不要であり、地方自治体への意見聴取は努力義務とされる。つまり、場合によっては聞かれない場合もあるということですね。ということは、民主的なコントロールがほとんど及ばないとなっています。これでは、国による権力の行使を抑制することはできません。

この改正自治法に連動して、もう一つ危険な、全国の民間空港や港湾を軍事利用できるようにし、軍需産業で働く人々を監視できる経済秘密保護法、これもセットのようになっています。

例えば、軍需産業や下請で働く人は、何が秘密かも不明なまま、家族を含めて身辺調査が行われます。もし町にそうした人が住んでいた場合には、町も調査を手助けすることになるのでしょうか。

○議長（高柳 智君） 廣瀬総務課長。

○総務課長（廣瀬 裕君） お答えいたします。

重要経済安保情報の取扱い業務は、行政機関の長が実施した適性評価において、当該情報を漏らすおそれがないと認められた者に限定するとされております。

適性評価、議員おっしゃる調査につきましては、本人や家族等の住所、戸籍等について、その評価を受ける者の同意を得た上で調査することとされております。今後、詳しい内容につきましては、政令、運用基準を作成すると伺っております。

議員おっしゃる、町が調査の手助けをするということにつきましては、町としましては、法令等に従って対処するということで、手助けするというような考え方ではなく、あくまでも法令等を遵守して対応するというようなことで考えております。

以上です。

○議長（高柳 智君） 7番 鈴木議員。

○7番（鈴木 節子君） では、国に指示されたからといって、すぐそのまま動くということではないということですね。

○議長（高柳 智君） 廣瀬総務課長。

○総務課長（廣瀬 裕君） 法令等の中身を確認した上で、対処するというように考えております。

○議長（高柳 智君） 7番 鈴木議員。

○7番（鈴木 節子君） そして、国は指示はするが、住民の安全を守る責任は自治体にあるとしています。自治体、町としては、必要かどうか考えることもできず、ただ

指示に従うことを要求され、その結果の責任は町が取らなければならない。こんなことでいいとお思いでしょうか。

○議長（高柳 智君） 廣瀬総務課長。

○総務課長（廣瀬 裕君） ご質問の件ですが、こういった責任が発生するか、ちょっと今のところ想定できませんので、その辺も十分注意しながら対応させていただきたいというふうに考えております。

○議長（高柳 智君） 7番 鈴木議員。

○7番（鈴木 節子君） これは、こうやってあまり具体的に書いていなくて、とても分かりにくく書いてあるという法律は非常に危険なんですね。

ですから、町のほうもよくよく考えて動かないと、大変なことになると思いますので、今後よろしく願いいたします。

ちょっと早いんですけども、以上で終わります。

○議長（高柳 智君） 以上で、7番 鈴木節子議員の質問を終わります。

ここで休憩いたします。議場の時計で、15時25分まで休憩いたします。

（午後 3 時08分）

○議長（高柳 智君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

（午後 3 時25分）

○議長（高柳 智君） 一般質問を続けます。

◇ 8番 石橋 伸一 君 ◇

○議長（高柳 智君） 8番 石橋伸一議員の質問を許します。

○8番（石橋 伸一君） 8番、石橋伸一です。議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

今年の夏は、去年と並んで過去最高の平均気温となり、猛暑が続きました。熱中症警戒アラートも発表され、熱中症対策に今年は迫われたと思います。また、ゲリラ雷雨や線状降水帯により土砂崩れや浸水などの災害が各地で起きて、大きな被害を出してしまいました。想定内のことは分かりますが、最近では、想定内よりも想定外のことが起きる現在、日頃の災害に対する準備はしておきたいと思っております。

今回の質問は、防災について、消防団について、農業について、マイナ保険証につ

いて、保育についてをお伺いしたいと思っております。

最初に、南海トラフ地震で神崎町は津波の影響は何メートルぐらいありますか。お伺いをしたいと思います。

以降の質問は自席で行います。

○議長（高柳 智君） 廣瀬総務課長。

○総務課長（廣瀬 裕君） ご質問にお答えいたします。

南海トラフ地震は、静岡県駿河湾から宮崎県日向灘沖にかけてのプレート境界を震源域とする、100年から150年間隔で繰り返し発生してきた大規模地震と言われております。

この地震は、我が国で発生する最大級の地震として、その被害が甚大、かつ、被害地域が広域にわたることが想定されております。千葉県では、最大11メートルの津波、最大震度5強の揺れが想定されているということでございます。

ご質問の本町への津波の影響ですが、内閣府の資料などによりますと、震度5弱の揺れが想定されておりますが、利根川を遡上する津波の影響については、東庄の利根川河口堰などにより津波の勢いが弱まり、影響はないものと思われま

す。

○議長（高柳 智君） 8番 石橋議員。

○8番（石橋 伸一君） 利根川からの影響はないとお話しされましたけれども、大体千葉県では11メートルぐらいが想定されているということなんです。銚子では9メートルというように想定されています。ですから、その9メートルが利根川を上ってくると。途中で水門みたいなところがあるので、そこで抑えられるのではないかなという予想なんですけれども、銚子から神崎町まで大体何キロメートルぐらいあるんでしょうか。

○議長（高柳 智君） 廣瀬総務課長。

○総務課長（廣瀬 裕君） お答えいたします。

銚子から約50キロというふうに言われてございます。

○議長（高柳 智君） 8番 石橋議員。

○8番（石橋 伸一君） 大体50キロぐらいありますよね。

しかし、東日本大震災で、宮城県、岩手県に流れている北上川、これは河口から49キロメートルまで上流に遡上してきたということで、49キロメートルということは、銚子から神崎町までの近くになると思います。ただし、それは狭いところに入ってくれば入ってくるほど、勢いとか、それから、高さが盛り上がってくるというようなこ

とも考えられます。

そうということで、東日本のときは、遡上の速さが大体時速30キロから40キロメートルと。この勢いで水門に当たったとしたら、水門はどうなるんでしょうね。破損されるのか、そのまま頑張っているのか、ちょっと不安があります。ですから、想定内のことは分かりますが、想定外のことも起こり得る可能性も考えられると。それから、あと、上流のほうでは堤防の決壊、それから越水、こういうことも起こり得るのではないかなというようなこともあります。

ですから、内閣府のほうでは大体の予想はされていますけれども、過去の東日本の被害のことを考えたときに、やっぱりどのくらいの力を持って津波というのは押し寄せてくるのか、これは計り知れないと思うんですね。ですから、その辺も注意しながら見ていかなければいけないんじゃないかなと思っております。

そうということで、先ほど課長のほうが南海トラフで想定される最悪の被害についても話されましたが、大体、地震はマグニチュード9、それから、震度7、想定の高さが34.4、それによって起きる被害は、死者・行方不明者が23万1,000人、それから、全壊・全焼の建物が209万4,000棟、それから、経済被害が207兆8,000億円、これは1つの県だけじゃなくて、関わるどころ全ての大体合算だと思うんですけども、このくらいの大きな地震の被害が想定されているわけです。ですから、もし起きた場合には、相当な被害を千葉県も被るのではないかなということです。

それから、こちらも内陸には千葉県は神崎が入ってきていますけれども、この内陸でも、先ほど震度5というようなことを想定されていますけれども、その辺の被害も結構あるのではないかなと思います。

それで、この津波の対策について、どのように対策は考えておられますでしょうか。

○議長（高柳 智君） 廣瀬総務課長。

○総務課長（廣瀬 裕君） お答えいたします。

津波の対策ということですが、先ほどもお答え申し上げましたとおり、内閣府の資料等によりますと、おおむね神崎町への津波の被害はないというふうにされております。

議員おっしゃるように、想定を超えた災害が起こるおそれもありますので、今後その辺、十分注意しながら、そういった場合の対策についても検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（高柳 智君） 8番 石橋議員。

○8番（石橋 伸一君） そうですね。こちらのほうに津波がもし来た場合には、越水、

あるいは堤防の決壊等もあり、水が入ってくる可能性もあると思うんですね。

また、防災無線等を利用して、高台避難、高所避難等はすぐに呼びかけられるような体制づくりというのは、常に考えていられたらいいかなと思っております。

2番目の質問なんですけれども、まず、ハザードマップに浸水する地区が色別で掲載されていますけれども、内水対策で浸水する目印、こういうものは神崎町では設置されているのでしょうか。

○議長（高柳 智君） 廣瀬総務課長。

○総務課長（廣瀬 裕君） 答えいたします。

内水エリアを示す施設設備等は、現在のところ設置してございません。

町が策定しました、神崎町総合防災ハザードマップにございます利根川洪水浸水想定区域図、こちらのほうに、低地のほうについて、神崎町内水マップというような形で掲載してございます。こちらのほうを参照していただきたいというふうに考えております。

○議長（高柳 智君） 8番 石橋議員。

○8番（石橋 伸一君） そうですね。ハザードマップ15ページには、0.5メートルから5メートルの水深の色別になっています。ですから、最高大体5メートルというようなことがありますけれども、5メートルというと、大体2階の天井ぐらいまでは行く可能性のある深さだと思います。

そういう意味で、ハザードマップは配られたりなんかしてしまして、うちにも保管してありますけれども、実際にふだん目につくことはあまりないと思うんですね。毎日毎日ハザードマップを見ているということはないと思うので、こういうものを視覚で常に訴えられる、危険性を常に感じ取れるようなものも必要ではないかなということで考えられているのが、例えば、いろんな地区にはいろんな対応があると思うんですけれども、一つとして、東京電力と協議して協力をしていただいて、電柱に浸水する深さの目印ですか、こういうものを考えられたらどうかなと思うんですが、その辺についてはどう思いますか。

○議長（高柳 智君） 廣瀬総務課長。

○総務課長（廣瀬 裕君） 答えいたします。

近隣の市町村においても、そういった電柱に目安となる印ですか、を施している自治体もあるというふうに伺っております。神崎町としましても、町民の生命を災害から守るという点で、そういったものの設置、ぜひ検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（高柳 智君） 8番 石橋議員。

○8番（石橋 伸一君） それに伴いまして、大体人が集まるような場所、そういうところにできれば設置していただければ、すごくふだんから住民の方も目についているので、意識が刷り込まれていくんじゃないかなと思っております。

電柱以外にも、看板などを作って、ここまでは浸水する高さになっていますよというような簡単な看板でも、そういうものを作られたらどうかなと思うんですが、電柱の件や、それから看板などの作製についてはどう思いますか。

○議長（高柳 智君） 廣瀬総務課長。

○総務課長（廣瀬 裕君） お答えいたします。

そうですね。おっしゃるように、そういったもの、より効果的なものを、先進事例などを踏まえて、どういったものがより効果的なものになるか検討しながら、進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（高柳 智君） 8番 石橋議員。

○8番（石橋 伸一君） 次に、内水にならないような工夫というのにも必要になってくると思います。最近、ゲリラ雷雨とか線状降水帯で物すごく一時的に降って、水かさがすごく上がって、水路等があふれるような状況になる可能性の強い場面が多くなってきていると思うんですね。自分なんかも、南部工区の松子機場、用水のくみ上げのポンプ場があるんですけども、その管理を植房地区で3人、それから、土地改良区が元なんですけれども、その方と、それから、あそこには松子の田んぼのやっぱり水をくみ上げる機場があって、それから、伊能のほうにもあって、大須賀川に結局は流れていくんですけども、大栄の近くの、51号線の近くの松子機場、そこには、川幅が狭く、今、水を取るのに、水門を造って、水門を閉めているんですね。天気予報を見たりして、すごく雨が降りそうだなというときには、担当の方が、その3か所のポンプをくみ上げている人と連絡を取り合いながら、マニュアルというのはないんですけれども、連絡を取って、水門を開け閉めするんですよ。それでないと、田んぼに全部水が、水門を閉めていると、あふれたり、近くに民家があるので、民家のほうに入ってしまうということもあって、非常に気にしているんですね。

それで、そのときは水門を開けると水がくめないのも、ポンプも止めなくちゃいけないんですけども、そういうのを予想しながら、内水でこぼれないような形で管理しているんです。

これが、結構、夏の用水が必要な時期ですから、大体3月終わってから8月の終わりぐらいまでやるんですけども、それ以降は田んぼに水が要らないので、水門は開け

っ放しなので、越水することはないんですけれども、そういうような、やっぱり水門の開閉というのは結構大事になってくると思うんですよ。

そういう中で、利根川近辺にある水門、結構幾つかあると思うんですよ。特に内水が発生しやすい、あふれやすい場所もあると思うんですけれども、その水門の開閉については、どのような町としては状況になっておりますか。

○議長（高柳 智君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えをいたします。

利根川の水門は、神崎町に4か所ございます。強制排水機場のあります松崎の水門、神宿地先の神崎樋管、本宿地先の川端樋管、そして、今地先の今樋管ということで4か所ございます。

水門の管理人さんと連携を取りながら、また、土地改良区と連携を取りながら、水門の開閉というのを行っているわけですが、今と本宿の樋管につきましては、水系としますと、先ほど鈴木議員のお話がありましたけれども、八間川の水系になってまいります。そうしますと、両総土地改良区さんの強制排水機場であるとか、万世の排水機場といったところの稼働を見ながら、稼働しないときに水門を閉めてしまいますと、内水が増えてしまうということになりますので、強制排水機場が動くよというタイミングで、管理人とも相談しながら、水門を閉めるというような手当てをしております。

また、神崎樋管と松崎の樋管というのは、松崎の強制排水機場と連携しております。こちら、下総土地改良区さんの管理の中で行っているわけですが、同様に、強制排水機場を動かすというようなタイミングで水門を閉めるというような手当てをします。

ただ、石橋議員おっしゃったように、最近の雨というのは本当に強くて、大分内水が上がって、内水といいますか、利根川の水位が上がっていても、内水のほうがはるかに高い場合というのがあります。そういった場合、自然排水のほうが効率がいいというようなところもありますので、状況によっては、本当に時間、かなり短いタイミングで内水と外水の水位を見て、差異がある場合は開けたままというようなことで、結構気を遣って管理をさせていただいているような状態です。

以上です。

○議長（高柳 智君） 8番 石橋議員。

○8番（石橋 伸一君） 4か所、これ、大変だと思いますけれども、管理人さんに依頼しているということなんですが、それぞれのところに管理人さんというのはいらん

でしょうか。それとも、その人数はそれぞれのところでは何人ぐらいいるんでしょうか。

○議長（高柳 智君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えをいたします。

それぞれの水門に1人ずつ管理人がいるわけですが、松崎の強制排水機場につきましては、強制排水機場と連動した管理になってまいりますので、そちらは下総土地改良区さんのほうにお願いしております。

ですので、個人の管理人さん3名、そして、下総土地改良区さんというような状態です。

以上です。

○議長（高柳 智君） 8番 石橋議員。

○8番（石橋 伸一君） 管理人さん同士の連絡はあるんでしょうか。

○議長（高柳 智君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えをいたします。

管理人さん同士というよりも、言ってみますと、強制排水機場を管理している改良区と管理人さんが連絡を取り合いながらというようなことで運用しております。緊急時は、職員が行って、開け閉めをするという場合もございます。

以上です。

○議長（高柳 智君） 8番 石橋議員。

○8番（石橋 伸一君） 何か特別な、急に水かさが上がったりなんかしたときは、管理人さんから町のほうに連絡が入って、町のほうからの指示とか、あるいは土地改良区への連絡、指示とかというのは、どのような形での連携を取られているんでしょうか。

○議長（高柳 智君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えをいたします。

まず、災害が未然に分かっている、台風がこれから来るよという場合は、事前に水門の開閉状況というものを確認します。また、改良区さんに連絡を取りまして、強制排水機場をどのようなタイミングでかけるかというようなことで相談をします。

最近ですけれども、両総土地改良区さんにつきましては、強制排水機場をかなり早い段階で回して、水位を下げてというような手当てをされておりますので、その辺は、今の樋管の管理人の方と両総さんのほうで事前に連絡を取りながら実施しているというような状況です。

逆に、松崎の強制排水機場と関連する神崎の樋管につきましては、樋管の管理人さんと下総土地改良区さんで相談をしていただきます。

また、神崎の樋管というのは、結構水位の管理が難しいようなところもありますので、そこにつきましては、町も間に入って、調整を図りながら行っているというような状態です。

以上です。

○議長（高柳 智君） 8番 石橋議員。

○8番（石橋 伸一君） そういう中で管理人さんが1人ということは結構不安なことで、相談するところも結構厳しいんじゃないかなと思うんですが、管理人さんが判断する中で、例えば、自分の目で見て判断したり、それから、天気予報を見たり、それから、あるいはこういうような形になったらこうなさいというマニュアル等は、管理のあれですね。そういうようなものは作られているのでしょうか。

○議長（高柳 智君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えをいたします。

基本的に、今入樋の地先の金江津という観測点がございます。こちらの金江津の水位が1.75を超えたら閉めるというような申合せとございますか、を行っているところではあるんですけども、先ほどもお話ししましたとおり、最近の内水の動向というのが本当に急激なところがありますので、状況に応じては1.75を過ぎても開けているというような場合がございます。

実際、台風が発生したというようなときは、職員がかなりの頻度で水門の水位を確認しますので、その都度、管理人さんがもし対応できない場合は、職員のほうで緊急で水門の開け閉めというものを行いますので、災害とございますか、できるだけ被害が少ないような形で、割と神経質に管理を進めているような状況です。

以上です。

○議長（高柳 智君） 8番 石橋議員。

○8番（石橋 伸一君） それでは、マニュアルはない。紙ベースのマニュアルはないということでしょうか。アナログで大体そういう申合せみたいな形で運用されているのでしょうか。

○議長（高柳 智君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えをいたします。

先ほど申し上げました金江津1.75というものは、紙ベースで取り交わしはされております。基本的には、管理人さんにつきましては、それをベースに動いていただくわ

けですけれども、最近の本当に台風の動向というのが、水位の確認が難しい状況がありますので、ケース・バイ・ケースで動くというような、かなり機敏性を持ちながら行っていくというのが、ここ最近の管理の状況にはなっています。

以上です。

○議長（高柳 智君） 8番 石橋議員。

○8番（石橋 伸一君） 紙ベースのものがあるということであれば、後で頂けますか。

○議長（高柳 智君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えをいたします。

そうですね。それじゃ、後でご相談させていただければと思います。

以上です。

○議長（高柳 智君） 8番 石橋議員。

○8番（石橋 伸一君） できるだけ善処してもらいたいと思います。

それでは、次に、内水あるいは川の氾濫等が起きた場合に、やっぱり道の駅とか、それから、この辺も大分水が入ってくると思うんですが、陸の孤島になる可能性もあるわけですね。松崎とか向野とか、それから、高谷の場合は大分低いので、入ってきちゃうかもしれませんけれども、そういう離れた場所で孤立したところで必要ではないかなと思うんですが、避難用の例えばボート、こういうものは町のほうでどのくらいの数、何点ぐらい、あるいは、そのボートはどの場所に用意されているのか、教えていただければと思います。

○議長（高柳 智君） 廣瀬総務課長。

○総務課長（廣瀬 裕君） お答えいたします。

水害時に用いるボートですが、このボートにつきましては、役場防災倉庫に1艇、格納されてございます。

また、そのほか、緊急時には、船着場の指定管理者であるトップマリンさんから、アルミボート等を数艇、貸与するような予定で考えております。

加えて、成田市消防本部には2艇のゴムボートがあるというふうに伺っております。

以上です。

○議長（高柳 智君） 8番 石橋議員。

○8番（石橋 伸一君） 船着場の管理者であるトップマリンさんが、船のほうは結構多いと思うんですけれども、ぜひそういう方と協定を結んでいただきながら、連携していただければありがたいと思います。

それで、町のほうにも幾つかあるということなんですが、このボートを動かすのは

どなたが動かすのか、また、動かす練習等は行われているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（高柳 智君） 廣瀬総務課長。

○総務課長（廣瀬 裕君） ボートにつきましては、職員が操作するようなことで考えております。

また、ボートの訓練としましては、今回9月、台風等の接近によりまして、実施できませんでした。9月の災害訓練の際にボートのほうも併せてやるようなこととなっております。

以上です。

○議長（高柳 智君） 8番 石橋議員。

○8番（石橋 伸一君） それでは、そのボートを動かすのに、免許等は必要なんではないか。

○議長（高柳 智君） 廣瀬総務課長。

○総務課長（廣瀬 裕君） ボートの免許につきましては、船外機ですか、モーターをつけた場合は、小型船舶の免許が必要となっております。小型船舶の免許については、現在、役場の中に2名以上の者が所持しているというような状況でございます。

○議長（高柳 智君） 8番 石橋議員。

○8番（石橋 伸一君） エンジンつきですので、船舶の免許があると思いますけれども、最近ルールが変わったみたいで、免許が不要の船舶もあるみたいなんです。見たら。それで、どんな条件かというと、長さが3メートル未満、それから、推進機関の出力が1.5キロワット、約2馬力ぐらいのエンジンの大きさ、それから、すぐに回っているプロペラの回転を止められるような装置があると。すぐエンジンを切れるというようなものであれば、免許がなくても、大体ボートの運転はできるのではないかなということです。免許を持っている人が2名いらっしゃるということは安心ですけれども、ほかにも練習することができれば、たくさんやっぱり運転できる人がいたほうがいいのかと思いますので、その辺も検討していただきたいと思います。

それでは、ボートについては以上ですが、町の震度5弱と発表されていますが、その対策は何か考えておりますでしょうか。

○議長（高柳 智君） 廣瀬総務課長。

○総務課長（廣瀬 裕君） お答えいたします。

内閣府防災情報ページで確認できる、南海トラフ地震における市町村別最大震度一覧で、神崎町は、先ほども申し上げましたけれど、震度5が最大値、想定されてござ

います。

対策としましては、震度5の手前、震度4の時点で、総務課長、防災及び消防担当職員3名、避難所担当としてプラザ職員が2名、巡視班として町内在住者10名、計15名を参集しまして対応するというような計画でございます。

また、震度5弱では、第1配備としまして、庁内で27名の職員を参集しまして、対応する予定となっております。

また、それ以上のものにつきましては、全職員招集ということで、全職員で災害対応に当たるというようなことでございます。

以上です。

○議長（高柳 智君） 8番 石橋議員。

○8番（石橋 伸一君） 現実的に被害が想定されるような場所についての対策等は考えられておりますか。

○議長（高柳 智君） 廣瀬総務課長。

○総務課長（廣瀬 裕君） お答えいたします。

震度5弱ですか、そういったレベルの震災ということでございますと、庁内でも2012年の東日本大震災、そういったものが同等レベルの地震になるのかなというふうに考えております。

その際には、町内では液状化等が発生しまして、農地に多大なる被害が及ぼされました。また、同様に、町内の幹線道路、町道につきましても、多くの町道で被害がありました。

特に液状化が起りやすい利根川沿岸の地区については、液状化等によりまして、家屋等も傾いたりというようなことが発生しておりますので、地震に対する想定区域としましては、やはり軟弱地盤の箇所が特に被害が想定されるのかなというふうに考えております。

○議長（高柳 智君） 8番 石橋議員。

○8番（石橋 伸一君） 今、課長さんが言われたように、東日本大震災のときにやっぱり5弱ぐらいの神崎町が震度に襲われました。そのときの被害が発表されていますけれども、ちょうど被害が延長4,925メートル、これは広報に掲載された被害状況ですけれども、そのぐらい町道も被害を受けたと。それから、水門の被害、神崎樋管護岸、これが崩壊していると。今、工事のほうを実施されるようになっていっていると思うんですけれども、神崎川の樋管の崩壊、それから、神崎大橋の落橋防止の装置の崩壊、それからあと、上水道の被害、神宿上水道の破損、配水管破損、延長3,500メートル、

それから、先ほど言いました液状化、本宿3丁目4丁目ぐらいがひどい状況でしたけれども、その後、農地等の被害、液状化110ヘクタール、揚水機場、それからパイプラインの破損、それから崖崩れ等、相当なやっぱり被害が神崎町でも起きている状況でした。これが東日本大震災のときでしたので、そのぐらいのいろんなところでいろんな被害が出やすいということも想定しながら、やっぱり対応策というのは必要になってくると思うんですね。

ですから、人員の配置、人員をどういうように動かすことも大事ですけども、前に起きた被害が、またさらに同じような地質とか環境などで起きる可能性というのはあるわけです。その辺がどの程度補強されているのかの確認等も必要になってくるんじゃないかなと思うんですが、その辺を詳しくもう少し考えていただければありがたいと思います。

それから、災害に対しての業者との連携、この辺はどのようになっておりますでしょうか。

○議長（高柳 智君） 廣瀬総務課長。

○総務課長（廣瀬 裕君） お答えいたします。

手元に資料がございませんので、正確な数字は申し上げられませんが、災害の防災協定、そういったものも民間業者との間で締結してございます。

○議長（高柳 智君） 8番 石橋議員。

○8番（石橋 伸一君） できれば、インフラ整備の業者さんとか、それから、あとは避難所物資等の業者さんとのものとか、あるいは、営農組合との災害連携、やっぱりドローンとか重機とか結構ありますので、その辺で、業者だけじゃなく、町内のそういう営農組合さん等の連携等も必要になってくると思いますので、これからいろいろ考えていただければいいんじゃないかなと思います。

それでは、次の質問に移りたいと思います。消防団についてですけども、今年の6月、支部大会で優勝。並木、松崎、向野地区の合同チームでした。それから、7月に行われた県大会に出場され、すばらしい成績で今回終われたと思います。本当におめでとうございます。

そのポンプ操法大会ですけども、結構長い期間の練習と、地区では結構な費用負担等もあると思うんですが、その辺の、支部大会と県大会は別々なんですけど、町の補助と地区の負担金、この辺はどのような形の金額になっておりますでしょうか。

○議長（高柳 智君） 池上総務課担当課長。

○総務課企画財政担当課長（池上 至人君） 石橋議員のご質問にお答えをいたします。

ポンプ操法大会の経費というところになります。町からの支出した内容になります。操法訓練の大会及び訓練に用いる活動服やゼッケン等の消耗品などの需用費が25万2,256円、消防用ホース等の備品購入費が22万4,400円、支部大会のときにテント、椅子等の賃貸借料がかかりますので、8万2,500円、また、出場部への交付金といたしまして、支部大会時に28万円、県大会時に追加で15万円を町から交付しております。

支部大会、県大会にかかった操法大会で町から支出した予算の合計になりますが、98万9,156円ということになります。このうち県大会にかかった費用につきましては、先ほど申しあげました15万円が追加で、こうした交付金になっております。

一方、区の負担金につきましては、地区と消防団で協議されて決められていること、また、慣例等もあると思いますので、町のほうでは把握してございません。

以上になります。

○議長（高柳 智君） 8番 石橋議員。

○8番（石橋 伸一君） 地区のほうの負担金はそれぞれですので分からないという状況なんですけれども、この負担金が結構地区では負担になってきているというようなこと、これ、高齢化が進んでいるので、高齢化と、それから年金生活者、それから独居、独り暮らし、今、地区のほうでも相当やっぱり経費の削減等を考えておりまして、地区によっては、新盆見舞いは、今までは幾らぐらいか包んでいたんですけど、今回は大体1軒1,000円、それでお返しなしというようなことにどんどん金額を下げたり、お彼岸のお参り等も本当にお返しなしとか、それから、行事等もだんだん下げてきて、あるいは閉所して、各家庭に負担が少ないような形でいく方向で進んでいるんですね。でないと、お寺の屋根の修理とか何かといったら、もう何百万もかかるような、やっぱり修理の負担がかかってきたり、それぞれの地区のほうの事情というものもあるんですね。

あと、軒数にもあるんですけども、そういう中で、実際に前回、植房地区ではどのぐらいの費用がかかったかというのが把握してあります。

そういう中で、64軒で計算したんですけども、支部大会のときには76万8,000円、これが前期6,000円、後期6,000円で、一遍に1万2,000円集めるのは大変なんで2回に分けて徴収して、区のほうでは76万8,000円、それから、県大会のときには、1軒大体6,000円で、38万4,000円。合計すると、115万2,000円。1軒当たりの負担が1万8,000円。このぐらいの負担がポンプ操法大会1回で大体必要とされている。そこに今度は町のほうからの、先ほどお話しされました、プラスされて、全体のポンプ操法大会が行われたと思うんですね。

ですから、これ、軒数が少ない地区はもっと1軒の負担が多いんじゃないかなと。あるいは、多い軒数のところは負担金が少なくて済むというようなことで、ちょっとばらつきもあります。

ですから、大きいところは負担が少なくていいんですけど、小さいところは負担が多い。その辺のバランスの補助金も一律に町のほうが、この地区は今回は幾らと決めで、ある程度全体の地区からの、どのくらいかかったかの、それを平均的なものを見ていただいて、それに見合う足りない分については、その地区には多く補助をお願いできたらというようなことも考えているんですが、その辺についてはどうでしょうか。

○議長（高柳 智君） 池上総務課担当課長。

○総務課企画財政担当課長（池上 至人君） 反問権を使わせていただきたいんですが、よろしいでしょうか。

○議長（高柳 智君） はい。

○総務課企画財政担当課長（池上 至人君） 今、支部大会76万円、県大会38万円という費用がございました。町から支出している金額というのは分かるんですけども、この金額は恐らく区のほうの消防団のほうではじいた金額かなと思います。

この歳出の内容、差し支えなければ、分かる範囲で教えていただければ、ちょっと回答のヒントになりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（高柳 智君） 8番 石橋議員。

○8番（石橋 伸一君） 内容については、ちょっと把握しておりません。ただ、1軒の負担の金額、それは内容については、消防団が必要なものを必要なだけ購入されたり、使ったと思いますので、それについては、区のほうは金額だけで報告は受けていないと思います。

ですけど、活動がしっかりできたということだけは報告させてもらっていますけれども、ですから、かかった内容についての負担、この辺は消防団の内容で、聞かないとちょっと分からない部分はありますので、結構練習期間も長い期間もありましたので、必要なものも多かったり、それから、場所によっては手袋なんかもすぐに切れたりなんかしたりするので、そういう補充とか、そういうのもあると思うんですよね。用具の補充とか、あると思いますので、ちょっと内容的には分かりません。

その希望については、どうでしょうか。

○議長（高柳 智君） 池上総務課担当課長。

○総務課企画財政担当課長（池上 至人君） それでは、お答えをいたします。

操法の経費につきましては、先ほど町からの支出の中で申し上げました、活動服やゼッケン等の消耗品、また、操法ホース等の備品、また、大会当日のテントの賃借料、こういったものを町から支出しております。この辺を町から出しておりますので、操法大会に出ること自体につきましては、部の負担はそれほど大きくないのかなと認識をしております。

また、支部大会のときに28万円、県大会のときに15万円と、43万円の交付金のほうも支出しておりますので、その辺も町からの経費交付金等で、大会に出場するやりくりはできるのかなと認識をしております。

それ以外にかかる経費といたしましては、練習時の飲物代であったり飲食代、また、大会にかかる反省会や懇親会等の会食代、こういったものは部の団結やコミュニケーションを図る上では必要な経費だと思いますので、この辺のことも考慮いたしまして、地区と消防団で話し合いをしていただいて、負担金のほうは決めていただくのがよろしいのかなと思います。地区によって町の交付金を増減させるということは、今のところ考えておりません。

以上になります。

○議長（高柳 智君） 8番 石橋議員。

○8番（石橋 伸一君） それでは、次に、今回は合同チームで出場しましたが、今まで単独だったことが多いと思うんですが、合同チームになった理由とは、どういうものがあるんでしょうか。

○議長（高柳 智君） 池上総務課担当課長。

○総務課企画財政担当課長（池上 至人君） お答えをいたします。

合同チームに至った理由といたしましては、令和6年度に出場予定であった並木部のほうから選手の選出が困難という申出がありまして、令和7年度出場班でありました松崎・向野区との合同チームの組成につきまして協議が行われ、合意に至り、合同班での出場に至ったということになります。

以上になります。

○議長（高柳 智君） 8番 石橋議員。

○8番（石橋 伸一君） そういう理由でしたら、これからも合同チームでの参加というのは考えられますでしょうか。

○議長（高柳 智君） 池上総務課担当課長。

○総務課企画財政担当課長（池上 至人君） お答えをいたします。

これは出場部の判断にもよりますが、選手の選出が困難であるといった場合、合同

隊での必要も今後選択肢としてはあるのかなと考えております。

以上になります。

○議長（高柳 智君） 8番 石橋議員。

○8番（石橋 伸一君） ぜひ、もし消防団あるいは地区等の要望で合同チームでお願いしたいということであれば、非常に地区としても助かります。それはやっぱり選手のほうも高齢化してきたり、それからあと、地区の負担も、合同の地区、何地区か一緒であれば、負担金もやっぱり少なくなってくると思いますので、その辺のメリットもあるんじゃないかなと思いますので、ぜひ合同チームでの参加もこれからも進めていただければありがたいと思いますけれども。

それでは、今後、ポンプ操法大会の実施予定に変更はありますか。何か変更されるようなことをお聞きしたので、この辺の計画があったら、お願いいたします。

○議長（高柳 智君） 池上総務課担当課長。

○総務課企画財政担当課長（池上 至人君） お答えをいたします。

千葉県は、令和5年10月に千葉県消防団活性化検討会を設置いたしまして、消防団活動や消防操法大会の在り方について検討を行いました。その検討会における協議結果を踏まえまして、千葉県消防操法大会が、隔年実施されます全国消防操法大会への千葉県出場隊を決める選考会に移行されました。このため、香取支部において、本年度は小型ポンプの部のみの開催となりました。

今後のポンプ操法大会の実施予定であります、香取支部大会が、千葉県選考会が隔年で開催される時期に合わせて開催すると決定がされましたので、神崎町におきましては、4年に一度開催される小型ポンプの部への参加をしていくという形になります。

以上になります。

○議長（高柳 智君） 8番 石橋議員。

○8番（石橋 伸一君） 4年に一度の参加ということで、確認してよろしいでしょうか。

○総務課企画財政担当課長（池上 至人君） はい。

○8番（石橋 伸一君） それでは、農業について質問をさせていただきたいと思います。

まず、農業についてですから、農業委員会のことをこれから質問したいと思いますが、まず、農業委員会、この役割とか業務内容、簡単に項目だけでも結構です。こんなことをやっていますということがあれば、お願いします。

○議長（高柳 智君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えをいたします。

農業委員会の役割としては、ご存じのとおり、農地転用であるとか、農地の貸し借りであるとかの審議、また、そのほかに、農地の流動化といいます。最近では農地の最適化という言葉を使いますが、耕作者がいなくなった農地をあっせんしていく、また、担い手の集積、集約化を図っていくというようなことを進めております。

また、遊休農地の対策として、遊休化した農地の復田であるとか、耕作放棄地の解消、そういったものを実施しているような状況になります。

以上です。

○議長（高柳 智君） 8 番 石橋議員。

○8 番（石橋 伸一君） 質問の1 番目なのですが、令和7 年4 月から、農地の貸し借りが農地中間管理機構経由となることになっているみたいなのですが、農業委員会の役割は、その部分についてはなくなるのでしょうか。

○議長（高柳 智君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えをいたします。

現在、農地の貸し借りですが、農業経営基盤強化促進法による利用権設定、農地法第3 条による貸借、また、農地中間管理事業による貸借ということで、いずれかの農地の貸し借りが可能というような状況です。

令和5 年4 月に農業経営基盤強化促進法の一部が改正されて、地域計画、現在、人・農地プランと言っているものの進化形ですが、地域計画の策定後、もしくは、令和7 年4 月以降は、利用権設定による農地の貸し借りができなくなります。

農業委員会ですけれども、引き続き農地法や農地中間管理事業による農地の貸し借りについては審議が必要ということですので、農業委員会の役割というのは、この貸し借りの案件に関しまして、引き続き重要になってくるというような状況です。

以上です。

○議長（高柳 智君） 8 番 石橋議員。

○8 番（石橋 伸一君） そうしますと、貸したい、あるいは借りたいとかいう場合には、必ず農業委員会に届出をしなければいけないと。今までもそうでしたけれども、そういうことはこれからも実施されるのでしょうか。

○議長（高柳 智君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えをいたします。

農地中間管理事業の貸し借りについてはいろいろな方法があるんですけれども、令和

7年4月以降ですと、農業委員会の審議を経た後で、農地中間管理機構、千葉県園芸協会ですが、そちらのほうに送っていくということで、農業委員会の審議は必ず必要になってまいります。

以上です。

○議長（高柳 智君） 8番 石橋議員。

○8番（石橋 伸一君） 次の質問ですが、現在、営農組織の農地の集積率と、どのくらいの面積が集約されておりますでしょうか。

○議長（高柳 智君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えをいたします。

現在、神崎町に5つの農地所有適格法人と、1つの集落営農組織、1つの機械利用組合がございます。

こちら7組織の農地の集積率、面積につきましてですけれども、令和6年3月末現在で、神崎町の耕地面積が745ヘクタール、そのうち耕作面積は375ヘクタールで、農地の集積率は約50%となります。

また、認定農業者であるとか認定新規就農者といった個人の担い手農家も含めると、70.89%の集積率となっております。

以上です。

○議長（高柳 智君） 8番 石橋議員。

○8番（石橋 伸一君） 現在、小さい農家はどんどんと大きい農家をお願いしているところもあると思うんですね。現在70歳以上の農家で頑張っている方もいらっしゃると思うので、いずれはだんだん個人ではなかなかできなくなる可能性も多くなってくると思うんです。

そこで、高齢化によって農業が続けられないということも出てくると思うんですが、各営農組織、これはキャパ、どのくらいまでその地区の営農組合の方はまだ受け入れられる余裕があるかどうか。この辺は、それぞれの営農組織で分かりますかね。全体的ですか。それとも、個々で受けられる面積等は把握できますか。

○議長（高柳 智君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えをいたします。

実は現在、地域計画策定に向けたアンケートの調査ということで、実行組合を通して行っております。こちらを通して、より正確な面積というものを算定することができるようになるかと思っておりますけれども、令和4年3月に策定しました、実質化された人・農地プランを基に計算しますと、全体ですと約78ヘクタールという数字がござ

います。

個々にということなのですが、現状で、現在アンケート調査であるとか、また、これから担い手の聞き取り、そして、各集落を回っての協議というようなことを進めていくところですので、個別の数字というのが、当時の数字を申し上げますと差し支えがある場合がございますので、こちらは控えさせていただければというふうに思います。

以上です。

○議長（高柳 智君） 8番 石橋議員。

○8番（石橋 伸一君） そうですね。50%の営農組織で、あと50%ですか、大きく言うと。ただ、認定農業者でも、担い手がいればいいんですけど、今頑張って担い手がないところもあるんじゃないかなと思うので、結構、営農組織のほうにお願いする率というのは物すごく高くなってくるんじゃないかなと思うんですね。

そういうことも含めて考えると、これから先、営農組織はもっともっと規模も大きくなっていくのではないかなとは思いますが、今現在、それぞれの営農組織の人員というのは足りているのでしょうか。それとも、足りなくて、これ以上引き受けられないという状況のほうになっているのでしょうか。

○議長（高柳 智君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えをいたします。

現在の経営状況の中で見ますと、人員について特段は問題にはなっていない状況ですけれども、営農組織の中でも、後継者を育成していきませんと、なかなか経営が難しいかなというところもございますので、こちらの育成というのが必要な状況にはなっております。

以上です。

○議長（高柳 智君） 8番 石橋議員。

○8番（石橋 伸一君） 後継者を育てるということというんですけれども、人員の確保について、町の協力等はあるのでしょうか。それとも何か考えておりますでしょうか。

○議長（高柳 智君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えをいたします。

法人化している組織においては、雇用就農というようなことで支援をさせていただくことができます。国の事業ですけれども、雇用就農した人材の研修という名目ですけれども、補助事業というのがございますので、そういったものを使いながら、実際

活用した組織もございますので、新規人材を確保できるようにできればというふうに思います。

以上です。

○議長（高柳 智君） 8番 石橋議員。

○8番（石橋 伸一君） ぜひ規模が大きくなれば人手が必要になってくると思うので、その辺、力を貸していただければありがたいと思いますけれども。

その次に、営農組合と町との会議、こういうものは行われているのでしょうか。営農組合単独ではなくて、営農組合とか、営農組織全体と町との会議、こういうものなんでしょうか。

○議長（高柳 智君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えをいたします。

庁内営農組織の合議体といいますか、であります、神崎町水田営農連絡協議会という団体がございます。こちらの団体では、道の駅のレストラン米ですとか、学校給食米の供給方法だとかの協議を行うほか、回覧等も回させていただいておりますが、温湯消毒のあっせんであるとか、その他組合間の意見交換を行っております。

以上です。

○議長（高柳 智君） 8番 石橋議員。

○8番（石橋 伸一君） 会議は行われておりますかね。

○議長（高柳 智君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えをいたします。

8月の上旬に役員会を行いまして、9月の末場ですか、総会を実施する予定であります。

以上です。

○議長（高柳 智君） 8番 石橋議員。

○8番（石橋 伸一君） 町の基幹産業はやっぱり農業だと思うんですよね、面積から考えても。そうすると、これから営農組合の方に農地のほうの管理や、そういうものがだんだん移行されていくのではないかなと思うんですね。それぞれ単独で頑張っているんですけれども、町としてやっぱり共通理解が必要になってくると思うんですよね。例えば、引き受ける区分、自分のところはまだ余裕があるよ、でも、自分のところはないよとか、この地区は引き受けてもいいよとか、その辺のやっぱり共通理解とか、それから、雇用の問題ですね。やっぱり人材の募集とか、それから、有機栽培であれば、お互いに情報交換とか、それから農薬や除草剤の散布等、いろいろあると思

うんですね。

あるいは、ドローンの散布でも、あるところとないところがあったりして、スマート農業が推進されても、お互いに協力してできるようなことがあれば、その辺の調整とかもあるんじゃないかなと思うし、それから、オーガニックや、それから、ジャンボタニシや、質問にも出ていましたが、ナガエツルノゲイトウの水草、この辺の問題等もあったり、それから、災害のときの問題とか、いろいろ話し合うべきとか、共通理解で協力できるようなこともあると思うので、できれば、営農組織の代表が集まって、お互いにいろんな問題等を解決していけるような状況も必要ではないかなと思うんですが、そういう全体的な会議を催すことは考えておりますでしょうか。

○議長（高柳 智君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えをいたします。

先ほど申し上げました水田営農連絡協議会、こちらは、集落営農の組織の合議体ということで、その中での意見交換というのは既に実施をしているところですが、お話しさせていただいた中でございました地域計画、以前、人・農地プランと言ったものです。こちらの地域計画というものですけれども、10年後の農業がどのような状態になっているかというようなものをつくっていきます。誰かがやめたら誰が作るといったような目標地図というものも含めてつくってまいります。

ですので、こちらの目標地図であるとか地域計画をつくっていく中で、担い手の皆さん、そして、集落といった中で、本当にここの農地ができなくなったらどこが受けるというようなところまで踏み込んだ協議というものが必要になってまいりますので、今年度中に作成しますので、これから担い手の皆さんの集まり、また、集落の集まりといったところで話し合いを行うような予定になっております。

以上です。

○議長（高柳 智君） 8番 石橋議員。

○8番（石橋 伸一君） この中で、それだけ町の基幹産業は農業ということで、現在、大豆とか米とか小麦とかが作られていると思うんですが、これは原料生産ですね。そういうものだけではなくて、例えば、6次産業、共同事業。営農組織が中心になって、一つの会社、工場、それで、原料の生産から商品開発、それから販売、こういうようなものも考えてみたらどうかなと思うんですね。

ただ原料だけを、米だけを作る、麦だけを作るだけではなく、自分らで出資して、一つの会社等を立ち上げて、商品開発、販売までできたら、もっともっと収益は上がっていくんじゃないかなと思うし、例えば、町のほうで一定の場所が空いていれば、

そういう場所を提供したり、貸したりとかするようなことで、ある程度の企業の発足や、そういうものができたらいいんじゃないかなと思いますが、6次産業に向けた考えというのはどうでしょうか。

○議長（高柳 智君） 石橋まちづくり課長。

ちゃんと言って。

石橋まちづくり課長、反問です。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） 申し訳ありません。ただいまのご質問は、集落営農法人で新たな6次産業の会社、法人等をつくってはどうかというような、そういったご質問ということでよろしいですか。

では、お答えをさせていただきます。今現在、新たな法人というものを立ち上げるというような計画といたしますか、そこまでのお話というのは特に上がっているような状態ではございません。

ただ、法人の中では既に6次産業化を行っている法人もございますし、また、原料の供給というような形で、道の駅で売っていますブランドといたしますか、PB商品とといったものの原料供給を行っているような法人もあります。

ですので、今後も、農業の法人の収益が拡大するような施策というものも含めて、いろいろ進めていければというふうに思います。

以上です。

○議長（高柳 智君） 8番 石橋議員。

○8番（石橋 伸一君） ぜひ原料生産からいろいろなところまで、発展的なことをお願いしたいと思いますけれども。

次に、マイナ保険証についての質問に移らせていただきますけれども、質問が出ています。新規発行が終了するのがいつか。この辺は鈴木議員さんたちが質問されていますので、割愛していきたいと思うんですね。

これから聞きたいのは、まず、神崎町のマイナ保険証の登録、これは現在、マイナカードを作った中で、どの程度神崎町の保険証登録はありますでしょうか。

○議長（高柳 智君） 澤田町民課長。

○町民課長（澤田 達也君） 質問に答えさせていただきます。

現在、国民健康保険に入っていて、マイナ保険証に登録をしている数ですけれども、これが今資料として、6月末現在の資料になるんですが、国保の加入者数が1,324、マイナ保険証の登録者数が740ということで、おおよそ登録率約56%という状況でございます。

以上です。

○議長（高柳 智君） 8番 石橋議員。

○8番（石橋 伸一君） 続いて、マイナンバーカードを健康保険証として利用するために、マイナ保険証の作成というのは、どういう順番でしたら、保険証登録ができるんでしょうか。

○議長（高柳 智君） 澤田町民課長。

○町民課長（澤田 達也君） ご質問にお答えさせていただきます。

まず、マイナ保険証ですけれども、当然のごとく、まずはマイナンバーカードの申請をしていただいて、まず受理していただくところからスタートさせていただいて、その後に、以前、マイナポイントとかを使ったときにやられている方はご存じかもしれませんが、ご自分でマイナポータルでアクセスしていただいて、ひもづけというところの項目があるんで、そこでもやれますし、今現在は、マイナンバーカードの保険証へのひもづけに関しましては、当然、役場の町民課の窓口、また、セブン銀行のATMなんかでも今はできると。また、郵便局、医療機関の窓口でも、今、ひもづけの作業というのはできることになってございます。

以上です。

○議長（高柳 智君） 8番 石橋議員。

○8番（石橋 伸一君） こちらは使うほうなんですけれども、例えば、それを受理して受付してくれる病院とか薬局、この辺の近くだと思うんですけど、この辺の受入れ準備等があって初めて使えるわけなんですけど、その辺の状況というのは把握できておりますでしょうか。

○議長（高柳 智君） 澤田町民課長。

○町民課長（澤田 達也君） 質問に答えさせていただきます。

個々の病院について、こちらで全ての準備が整っているかというのは、ちょっと私のほうでは把握はしていないんですけれども、近隣の大きな病院、県立、日赤、また、国際医療福祉とか、大きいところがあると思うんですけれども、そちらの大きいところは確実に使えるということで確認は取れてございます。

以上です。

○議長（高柳 智君） 8番 石橋議員。

○8番（石橋 伸一君） マイナンバーの未作成者ですけれども、これは資格確認書が交付されてくるということなんですけど、この資格確認書というのは、マイナンバーカードを作らなければ、いつまでもこの資格確認認定書が、これは期限ごとに送られて

くるんでしょうか。

○議長（高柳 智君） 澤田町民課長。

○町民課長（澤田 達也君） 質問に答えさせていただきます。

こちらの資格確認書につきましては、マイナンバーカードの所持をしていない方、保険証とのひもづけをしてない方に医療を受けていただくために、保険証に代わって出す書式になってございます。

こちらにつきましては、先ほど鈴木議員からもあったように、国のほうから当面の間ということで出ておるんですけれども、マイナンバーカード自体が今のところは義務化ではなく、医療を受けるために資格確認書というのをお出ししておりますので、こちらについては、今後も引き続き資格確認書というのはお出しできるように、こちらでは準備を進めているところでございます。

また、こちらの資格確認書につきましても、今後も1年更新で更新をしていくという予定でございます。今の保険証が7月末ですから、来年の8月1日から使えるものをお出しして、その翌年にはまた同じく対象の方には、資格確認書をご自宅のほうにお送りするという予定でございます。

以上です。

○議長（高柳 智君） 8番 石橋議員。

○8番（石橋 伸一君） 基本的には、マイナンバーカードでのマイナ保険証になっていくと思うんですが、例えば、それを作れないような方がいらっしゃるよね。前の質問でもありましたけれども、独居の高齢者、あるいは施設の入所者、この辺の人は、マイナンバーカードを作るのに、自分が行かないと登録できないというようなこととか、写真が必要だとかというのがあると思うんです。それも無理な方もいらっしゃると思うんですね。

そういう中で、例えば、寝たきりで自宅や施設で介護を受けている人、それから、文字が書けなかったり、意識がない状態での入院者、こういう方、いろんな状態の方がいらっしゃると思うんですが、その際に、マイナ保険証が使えなければ、この資格確認書、これはそういう方々にはそういう確認書等が交付されるんでしょうか。

○議長（高柳 智君） 澤田町民課長。

○町民課長（澤田 達也君） 質問に答えさせていただきます。

この資格確認書につきましては、基本的には、マイナンバーカードを持っていない、ひもづけ化していない方にお出しするものなんですけど、仮に施設入所等でマイナンバーを持っていたとしても、ちょっとマイナンバーカードを使っただけの受診が難しいとい

うような場合は、これは申請をしていただくことにはなりますけれども、資格確認書のほうはお出しできますので、それはケースによって多少取扱いが異なりますので、基本的には75歳以上の方、また、長期入院、また、長期入所されている方とか、障害等のある方でマイナンバーカードの利用が難しいという方に関しては、もしマイナンバーカードを持っていたとしても、資格確認書を発行することはできますので、ただ、その代わり申請が必要になるので、自動で送られるということはないので、そちらについては後ほどご相談をいただければと思います。

以上です。

○議長（高柳 智君） 8番 石橋議員。残り5分です。

○8番（石橋 伸一君） それでは、最後のほうの質問にさせていただきたいと思いますが、まず、今年から政府は、保育士の負担を軽くするため、配置基準の見直しが行われました。神崎町はどのように見直しをしましたでしょうか。

○議長（高柳 智君） 浅野保健福祉課長。

○保健福祉課長（浅野 憲治君） お答えいたします。

神崎町の両保育所では、国の配置基準よりも多く各クラスに保育士を配置しておりましたので、実際的な影響はございません。

これは、多様化する園児に対応し、きめ細かな保育を実践するために、以前から配置基準よりも保育士を多く配置していることによるものです。

以上です。

○議長（高柳 智君） 8番 石橋議員。

○8番（石橋 伸一君） その内容ですけれども、保育士の1人が担当する4歳から5歳児の人数を、現行の30人から25人にする、この基準を満たすために、保育士を増やした施設に人件費の補助をするということで、3歳児の基準も20人から15人に見直すというようなことが挙げられておりますけれども、これにも対応できておるのでしょうか。

○議長（高柳 智君） 浅野保健福祉課長。

○保健福祉課長（浅野 憲治君） お答えいたします。

例えば、神崎であれば、3歳児が必要最低数は1.06人という計算になるんですが、そこに2人配置しております。4歳児については、0.68人、1人あればいいところを2人配置、5歳児については、1人配置があればいいところを3人配置しておりますので、以前から基準は十分に満たしております。

以上です。

○議長（高柳 智君） 8番 石橋議員。

○8番（石橋 伸一君） そうしますと、保育士配置での国からの人件費補助、これについてはなかったでしょうか。

○議長（高柳 智君） 浅野保健福祉課長。

○保健福祉課長（浅野 憲治君） お答えいたします。

公立の保育所、町立の保育所については補助対象ではありませんので、もともと人件費補助というのはございません。

以上です。

○議長（高柳 智君） 8番 石橋議員。

○8番（石橋 伸一君） 認定保育所だと思うんですけど、神崎は入っていなかったということですね。認定保育所ですよ、神崎保育所は。

○議長（高柳 智君） 質問ですよ。

浅野保健福祉課長。

○保健福祉課長（浅野 憲治君） 認定保育所ではありますが、公立と私立の違いで、私立の保育所については国庫補助がありますが、公立、町立の保育所については、国庫補助等はありません。

以上です。

○議長（高柳 智君） 8番 石橋議員。

○8番（石橋 伸一君） 分かりました。

現在の保育所、これも2025年以降、1歳児も6人から5人変わっていくというようなことが発表されておりますけれども、保育所全体を考えたときに、現在、保育士の人員というのは、神崎保育所、米沢保育所、こういうのは確保できておりますでしょうか。

○議長（高柳 智君） 浅野保健福祉課長。

○保健福祉課長（浅野 憲治君） お答えいたします。

確保のほうはできております。保育所ごとの人数ですが、必要最低保育者数が、神崎保育所であれば、全部で8人必要なところに対して、13人所属しております。米沢保育所にあつては、最低7人という基準に対して10.5人所属しておりますので、その数については十分確保できております。

以上です。

○議長（高柳 智君） 8番 石橋議員。

○8番（石橋 伸一君） ぜひ子供たちの未来がありますので、よろしくお願いします。

以上で一般質問のほうを終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（高柳 智君） 以上で、8番 石橋伸一議員の質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（高柳 智君） 本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。本日の会議はこれまでにとどめ、散会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高柳 智君） 異議なしと認めます。よって、本日はこれにて散会といたします。

なお、次回は明日5日午後2時から会議を再開いたします。ご苦労さまでした。

（午後4時45分）